

小平市公共施設等市民会議（第1回）補助資料

（平成17年10月15日 小平市元気村おがわ東 第2会議室）

第1章 小平市第3次行財政改革推進プランについて	1
1 小平市第3次行財政改革推進プラン（以下「第3次プラン」）の概要	1
(1) 改革の方向性	1
(2) 第3次プランの内容	1
(3) 3次プランにおける公共施設の扱い	2
第2章 小平市の公共施設について	3
1 公共施設の現状	3
(1) 公共施設の整備状況（26市比較）	3
(2) 施設の接近度	3
(3) 老朽化する施設の維持管理	3
(4) 民間活用の動き	4
第3章 公共施設の利用状況	5
1 曜日別の利用状況について	5
(1) 日曜日の利用特性	5
(2) 地域センターと公民館の相関関係	5
(3) 曜日ごとの世代別利用状況	6
2 部屋の種別による特徴	6
3 開館日等の拡大による部屋供給創出量（年間）	7
第4章 受益者負担	9
1 施設使用料の状況	9
2 サービス内容による利用者の受益者負担率の考え方	9
3 減免制度のありかた	10
(1) 各施設における減免適用基準	10
(2) 「原則有料」の実態（公民館における有料利用の状況：平成14年度）	10
第5章 利用制限・利用方法等	11
1 利用制限に関する取扱い	11
(1) 「市外者」の扱いに関する差異	11
(2) 飲食等の制限	11
(3) 会費等による利用制限に関する各施設の規定内容	11
2 利用方法等について	12
(1) 各施設の申請受付期間の状況	12
(2) 電話による予約受け付け状況	12
(3) 利用単位の状況	13
3 利用料金について	13
(1) 各施設の現状	13
(2) 取消しの場合における使用料の還付	13

第6章 その他公共施設に関する資料	14
1 小平市の公共施設の概要	14
(1) 利用申請にもとづく貸出施設の概要	14
(2) 自由利用施設（フリースペース等）の概要	15
(3) 年末年始の開館状況	16
2 施設の部屋別利用実績データ（平成15年度）	17
(1) 公民館の利用実績	17
(2) 地域センターの利用実績	19
(3) 集会室の利用実績	20
(4) 福祉会館の利用実績	20
(5) 障害者福祉施設の利用実績	20
(6) 小平第六小学校の利用実績	21
(7) 年末年始における利用実績（公民館）	22



## 第1章 小平市第3次行財政改革推進プランについて

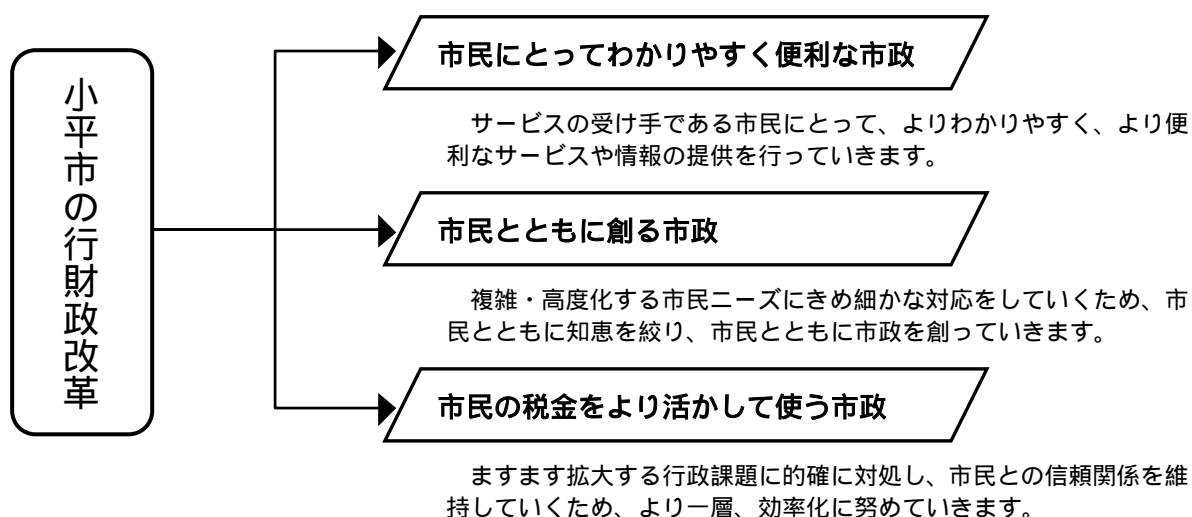
### 1 小平市第3次行財政改革推進プラン（以下「第3次プラン」）の概要

小平市は、平成9年度から6年間に渡って行財政改革に積極的に取り組み、様々な成果をあげてきました。しかしながら、市政を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況にあり、今後も、多様化・高度化する行政需要に的確に対応し、効率的かつ効果的な行政運営に努めていく必要があります。

そこで、これからも着実にその成果をあげ、スリムで開かれた活力ある市政をめざしていくため、平成15年度から17年度を計画期間とする第3次プランを平成14年12月に策定しました。

#### (1) 改革の方向性

小平市の行財政改革は、次の3つの方向をめざします。



#### (2) 第3次プランの内容

第3次プランは、行財政改革大綱と第3次行財政改革推進計画により構成されています。

行財政改革大綱は、現行の大綱に掲げる基本的な考え方と中期的な行財政運営のあり方を示した5つの施策を維持しつつ、その一部を改正したものです。5つの施策は次のとおりです。

新たな行政需要に対応するための施策の見直し

適正規模の組織体制の確立

職務に応じた人事制度と人材育成策の充実

健全な財政運営の確立

行政、市民及び企業の三者の関係の再構築

これを踏まえて、行財政改革に必要な方策を定めています。

(3) 3次プランにおける公共施設の扱い

第3次プランでは全部で55の実施項目を掲げていますが、その中で公共施設に関連する項目は、以下のものがあります。

PFI<sup>1</sup>の検討（4）

公共施設の再配置（21）

小中学校の通学区域制度の検討（22）

公共施設の適正な保全管理（23）

建築物の寿命を延ばし、投資的経費、維持管理経費の縮減を図るため、「公共施設予防保全計画」（平成12年3月）に基づき、改修等を効率的に行うもの。

民間委託化の推進（28）

使用料・手数料の見直し（41）

受益者負担の原則を明確にすることにより、適正な負担をめざすとともに、減免基準のさらなる統一化を図り、使用料・手数料の算出方法をルール化するための方法を確立する。

平成16年10月に行われた使用料の改正は、これらに基づくもの。

---

<sup>1</sup> PFI(Private Finance Initiative)：施設の新設、改修時に民間資金と経営ノウハウを活用する手法。（公の施設の管理運営は不可）

## 第2章 小平市の公共施設について

### 1 公共施設の現状

#### (1) 公共施設の整備状況（26市比較）

	人口千人当たり延面積			人口10万人当たり館数	
	公民館	図書館	集会施設	公民館	図書館
26市平均	26.8 m <sup>2</sup>	33.4 m <sup>2</sup>	46.7 m <sup>2</sup>	2.14 館	3.69 館
小平市 (順位)	53.1 m <sup>2</sup> (5位)	63.0 m <sup>2</sup> (4位)	53.5 m <sup>2</sup> (10位)	5.61 館 (3位)	4.49 館 (12位)
上位市	稲城市 77.5 東村山 74.5 狛江市 72.3	武蔵野 76.1 清瀬市 69.0 羽村市 63.1	羽村市 100.1 武蔵村 88.3 福生市 80.8	稲城市 6.84 東大和 6.22 小平市 5.61	羽村市 8.83 清瀬市 8.67 青梅市 7.84

出典：「平成14年度市町村公共施設状況調査結果」（東京都総務局行政部市町村課）

人口は、平成15年3月31日現在の住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計値。

集会施設は、集会室部分の面積のみを集計。（公民館、図書館等の集会室部分面積も再掲）

#### (2) 施設の接近度

「接近度」とは、地域内に設置されている施設と同数の正六角形を地域内に配置し、それぞれの中心に施設が配置されていると仮定した場合の施設間の距離を言います。

（算出式：（面積÷施設数）×1074.57）

これによって求めた各施設の接近度は以下のようになります。

施設分類	施設数	接近度	家庭からの距離
図書館	8	1,718m	992m
公民館	11	1,466m	846m
地域センター	17	1,179m	680m
公民館＋地域センター	28	919m	530m

「施設数」は平成17年4月時点の数値。（前掲「公共施設の整備状況（26市比較）」とは異なる。）

「家庭からの距離」は、正六角形の頂点から中心までの距離（中心までの最長距離）。

#### (3) 老朽化する施設の維持管理

昭和50年代以前に建設された施設の状況

建設年代	施設種と施設数	施設名	建設年代	施設種と施設数
昭和30年代以前	小学校 1	八小(S39) 仲町(S23)	昭和50年代	小学校 6
	公民館 1			中学校 2
昭和40年代	小学校 9	花北(S49)		保育園 2
	中学校 6			公民館 5
	保育園 7			図書館 5
	公民館 1			地域センター 2
	福祉会館 1			出張所 2
	八ヶ岳山荘 1			本庁舎 1
萩山プール 1	武道館 1	給食センター 1		
				平櫛田中館 1

公共施設保全費用見込み

対象年度	期間所要金額	構成比
平成13年度～17年度 (2001～2005)	113億7千1百万円	19%
平成18年度～22年度 (2006～2010)	87億2千1百万円	15%
平成23年度～27年度 (2011～2015)	98億9千8百万円	17%
平成28年度～32年度 (2016～2020)	100億1千4百万円	17%
平成33年度～75年度 (2021～2063)	187億7千6百万円	32%
総額	587億7千8百万円	100%

出典：「小平市公共施設予防保全計画調査報告書」(平成12年3月)

所要金額は、現存施設を耐用年数が到達するまで改修等を行った場合の費用。  
平成33年度～75年度の項目以外は、5年間ごとの区分。

(4) 民間活用の動き

公の施設における管理運営体制の状況

管理運営	施設名	指定または委託先
指定管理者	子ども家庭支援センター 自転車駐車場(2)	社会福祉法人 雲柱社 日本環境マネジメント 株式会社
委託	市民文化会館 高齢者交流室 高齢者館 高齢者デｲｰﾌﾞｽﾝﾀｰ 障害者福祉センター あおぞら福祉センター 自転車駐車場	(財)小平市文化振興財団 (社福)小平市社会福祉協議会 (社)小平市ｽﾘﾊﾞｰ人材センター (社福)竹恵会 (社福)小平市社会福祉協議会 (社福)小平市社会福祉協議会 (社)小平市ｽﾘﾊﾞｰ人材センター
直営	公民館 地域センター 集会室 福社会館 小平元気村おがわ東 体育施設 児童館 学童ｸﾗﾌﾞ 保育園 八ヶ岳山荘 など	



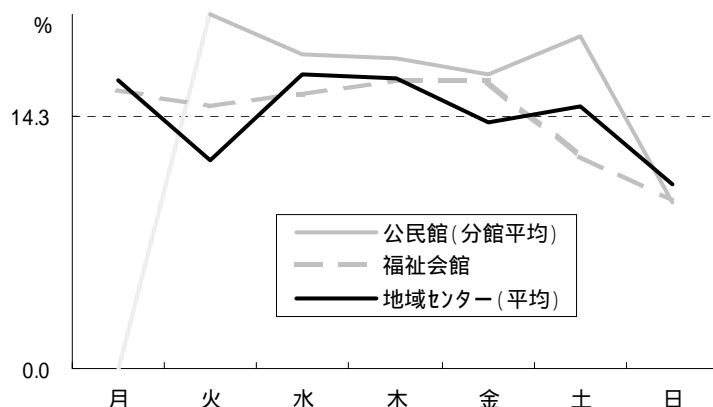
### 第3章 公共施設の利用状況

#### 1 曜日別の利用状況について

右のグラフは平成15年10月の利用実績データをもとに、各曜日1日当たりの平均利用回数（利用団体数）を算出し、それが1週間の範囲でどのように分布しているかを示したものです。開館日1日当たりの平均値を使って算出していますので、地域センターのように、第1、第3火曜日が休館日になっている場合であっても、その曜日の利用率低下に直結するものではありません。

また、分布割合は各施設とも合計すると100%となるため、施設稼働率の影響も受けていません。なお、縦軸のメモリ「14.3%」は  $100\% \div 7$  日から求めた値で、1曜日あたり平均値の目安です。

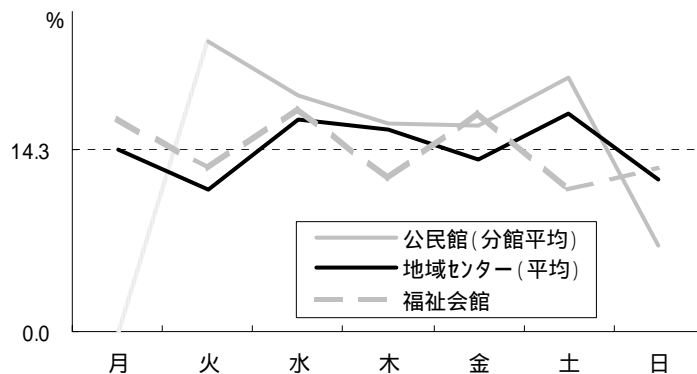
主要貸出施設の曜日別利用回数分布割合比較



#### (1) 日曜日の利用特性

利用回数でみた場合には、3施設ともに日曜日の利用割合が他の曜日よりも低くなっていますが、利用人数でとらえた場合は、公民館以外の施設は日曜日が他の曜日と比べて低いということにはなっていません。これは、平日の利用はサークルなどの親睦団体が中心となっているのに対して、日曜日は大きな集会や行事などで利用されていることが考えられます。特に福祉会館についてはその傾向が顕著です。

主要貸出施設の曜日別利用者数分布割合比較



1回(団体)当たり利用人数 施設名<福祉会館>

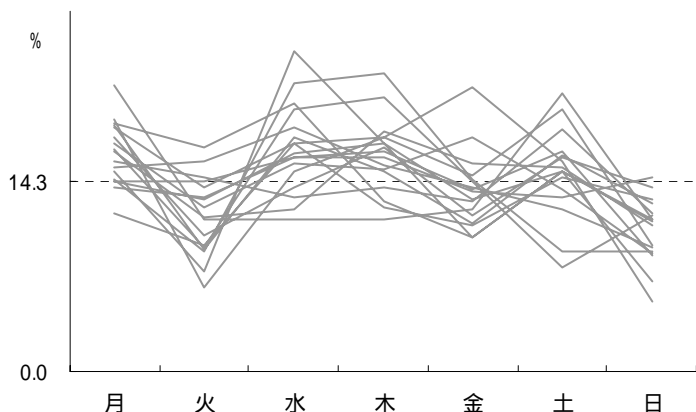
曜日	月	火	水	木	金	土	日	平均
人/回	33.5	26.9	35.2	22.9	33.0	28.9	42.2	31.3

#### (2) 地域センターと公民館の相関関係

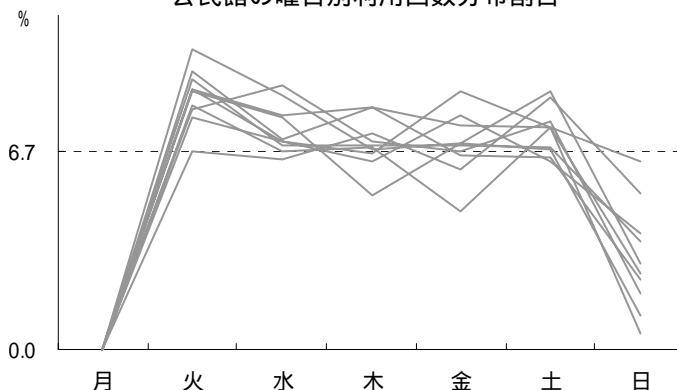
次のグラフは、地域センターと公民館の各館ごとの曜日別利用分布を示したものです。これを見ると、地域センターの火曜日の利用割合が他の曜日に比べて低く、一方、公民館の火曜日の利用割合が他の曜日に比べて高くなっている傾向は、個々の施設データを平均化したことによって偶然的に出現したものではなく、ほとんどの施設が同じ動きをしていることがわかりま

す。このことから、「地域センターの休館日を公民館が補完している」と見ることができます。

地域センターの曜日別利用回数分布割合



公民館の曜日別利用回数分布割合



### (3) 曜日ごとの世代別利用状況

次の表は、地域センターにおける曜日別の利用者の世代別内訳です。

曜日別平均利用者数（調整後）		施設名＜地域センター全体集計分＞								（人）	
曜日		月	火	水	木	金	土	日	平均	祝日	
子ども	午前	1.2	2.3	0.5	1.7	1.1	1.5	1.4	1.4	0.7	
	午後	0.3	0.6	3.9	1.7	1.0	2.3	1.2	1.6	3.7	
	夜間	1.2	0.0	1.5	0.4	1.4	2.8	0.4	1.1	0.0	
	計	2.7	2.9	5.9	3.8	3.5	6.7	2.9	4.1	4.4	
成人	午前	11.2	11.7	12.1	15.3	12.2	9.5	8.7	11.5	4.0	
	午後	9.0	9.2	12.1	8.9	7.6	13.0	11.3	10.2	6.2	
	夜間	9.2	6.2	10.7	10.0	8.6	13.1	4.2	8.8	7.7	
	計	29.4	27.1	34.9	34.2	28.4	35.6	24.1	30.5	17.9	
高齢者	午前	7.1	2.2	6.3	4.7	3.3	6.7	5.4	5.1	6.1	
	午後	8.3	6.2	8.5	10.1	9.0	7.9	7.1	8.2	4.9	
	夜間	2.3	0.5	2.5	2.4	3.0	3.0	2.4	2.3	1.9	
	計	17.7	8.9	17.3	17.2	15.3	17.6	14.9	15.6	12.9	
合計	午前	19.4	16.1	18.9	21.6	16.6	17.7	15.5	18.0	10.8	
	午後	17.6	16.0	24.5	20.8	17.6	23.2	19.6	19.9	14.7	
	夜間	12.7	6.7	14.7	12.9	13.0	18.9	6.9	12.3	9.7	
	計	49.7	38.8	58.1	55.2	47.3	59.9	41.9	50.1	35.2	

平成15年10月分の各施設における業務日誌のデータを基に作成。  
葬儀や行事など、特殊事情による利用日のデータは除外。

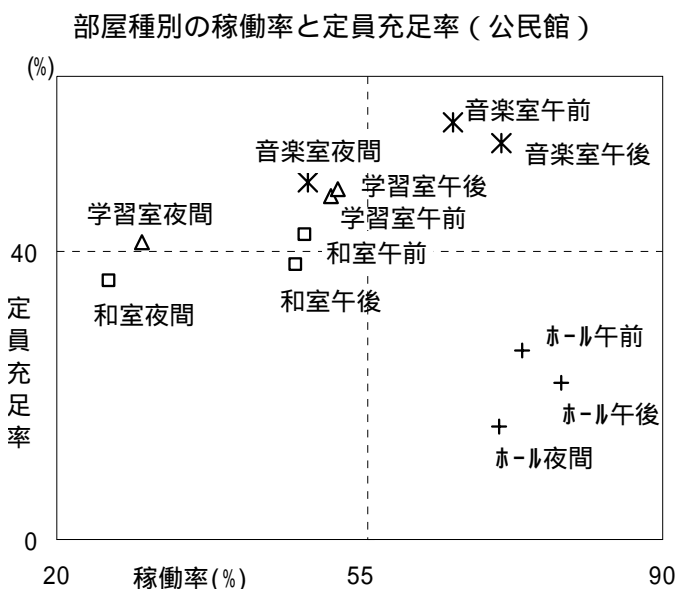
これを見ると、「成人」の夜間利用者数は他の時間帯と比べて低下していませんが、「高齢者」の夜間利用者は急減することが分かります。

## 2 部屋の種別による特徴

次のグラフは平成15年度の公民館利用実績データをもとに、部屋種別の稼働率と定員充足率について調べたものです。

ここでは各館の部屋を便宜上「会議室」、「和室」、「ホール」、「音楽室」に分類して、部屋種類ごとに稼働率平均を求めています。公民館には他にも調理実習室など、4種類に入らない部屋がありますが、それらのデータは除外しました。(各部の稼働率については、17頁の公民館の利用実績を参照)

また、定員充足率とは、ある部屋が利用された際に、部屋の定員に対して実際に何人の人が利用したかを調べたもので、いわば部屋貸しの効率を示す数値です。このグラフから以下のことがわかります。



部屋の種別によらず、夜間の稼働率は他の時間帯に比べ低い。(特に和室、学習室)

ホールは全ての時間帯を通じて稼働率は高く、定員充足率は低い。

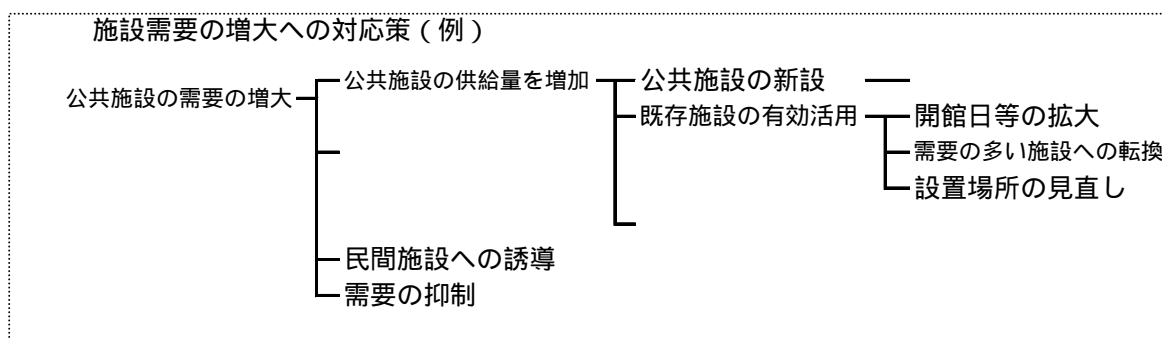
午前の定員充足率が高めなのは、公民館主催の講座の影響か？

夜間の定員充足率が低いのは、ダンスなど、少数利用が多いためか？

音楽室は全ての時間帯を通じて定員充足率が高い。

### 3 開館日等の拡大による部屋供給創出量 (年間)

施設利用の需要が高まると仮定した場合、最も直接的な対応策は施設の供給量を増加させることです。そして、施設の供給量を増加させる最も直接的な手法は施設の新設です。しかし、新規の施設を設置することは現在の財政面からは困難であることを考えると、その他の対応策を検討することが現実的と思われます。



以下は、「既存施設」の開館日や開館時間を拡大することによって、どれだけの供給が可能となるかをシミュレートしたものです。「効果(単位)」欄は、見直し案を実施することによって新たに供給できる部屋の単位数を示したものです。(例えば、午前、午後、夜間の利用ができる 1

部屋を1日開館した場合は3単位)

開館日・開館時間拡大による効果

施設名	変更案の内容	効果(単位)	効果換算(*)
地域センター(17館)	月2回の休館日を月1回休館へ	2,232	0.56館
公民館(11館)	毎週月曜日休館を月1回休館へ	9,960	2.48館
高齢者館(2館)	毎週日曜日休館を月1回休館へ	640	0.16館
	夜間閉館を夜間開館へ	2,496	0.62館
3施設合計	～ 全てを実施	15,328	3.81館

(\*)「効果換算」欄は、効果として示されている単位数がどれだけのものなのかを分かりやすくするため、同等の効果を得るのに必要となる地域センターの館数を示したもの。

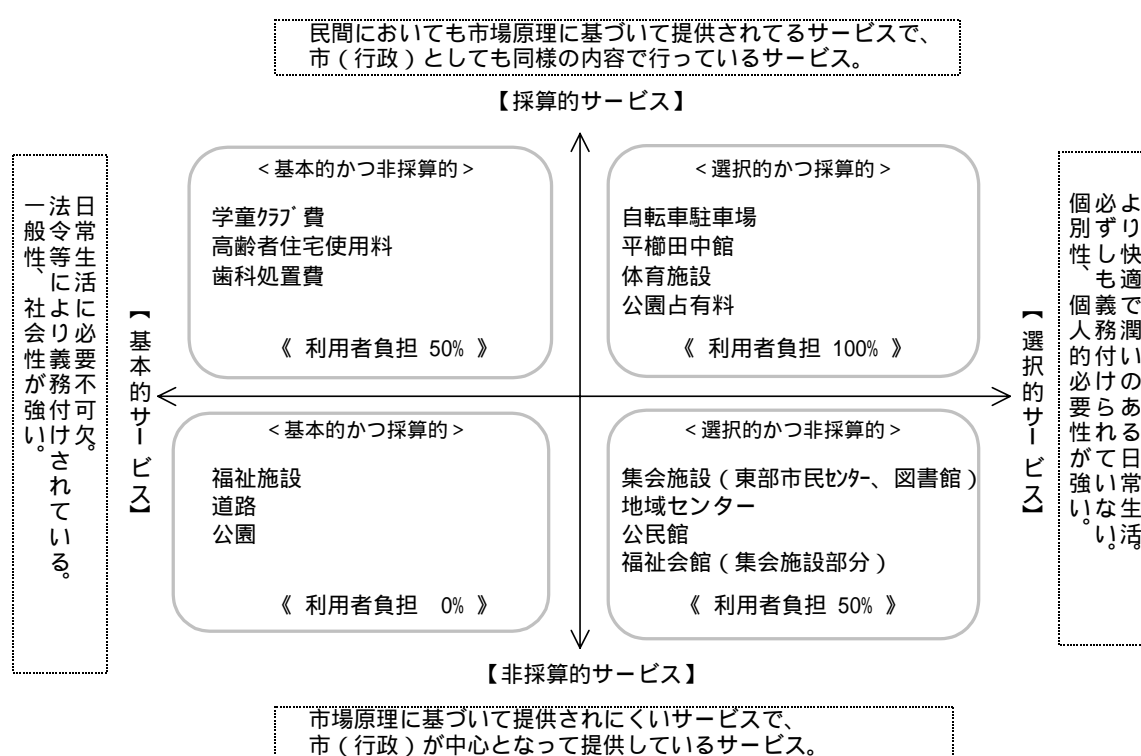
平均的な地域センターの規模を“貸出部屋数4部屋”として想定すると、現状の開館日での1館あたり年間提供可能単位数は4,020単位。〔4部屋×3単位(午前・午後・夜間)×335日〕  
 そこで、例えば表中「地域センター(17館)の休館日を月1回に変更」した場合の効果2,232単位は、地域センター0.56館を設置することに匹敵。(2,232÷4,020=0.5552...)

## 第4章 受益者負担

### 1 施設使用料の状況

料金分類	集会施設	体育施設
有 料	地域センター 公民館 福祉会館 集会施設 小・中学校(学校設備使用条例による)	元気村おがわ東(屋外・屋内広場) 総合体育館 小・中学校体育館(学校設備使用条例による)
無 料	高齢者館 障害者福祉施設(会議室部分) 小平第六小学校(学校開放部分)	市民広場 小・中学校体育館(スポーツ開放による)

### 2 サービス内容による利用者の受益者負担率の考え方



### コストに基づく使用料算出結果の比較

施設(部屋名)	平均面積 ( )内は畳換算	午前使用料 ( )内は1時間換算	備 考
公民館分館(ホール以外)	44 m <sup>2</sup> (26.6 畳)	1,200 円( 400 円)	
地域センター(第2集会室)	43 m <sup>2</sup> (26.0 畳)	500 円( 166 円)	
集会室(第1集会室)	45 m <sup>2</sup> (27.3 畳)	700 円( 233 円)	
福祉会館(第3集会室)	37 m <sup>2</sup> (22.4 畳)	700 円( 233 円)	市外居住者は1,000 円
福祉会館(第2集会室)	78 m <sup>2</sup> (47.3 畳)	1,200 円( 400 円)	市外居住者は1,900 円
中央公民館(学習室・和室)	77(46.7 畳)m <sup>2</sup>	1,600 円( 533 円)	

3 減免制度のありかた

(1) 各施設における減免適用基準

	施設名称	減免対象団体	根拠
1	地域センター 元気村おがわ東 集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の補助団体</li> <li>・市の補助団体の単位団体</li> <li>・市立小学校のPTA</li> <li>・社会福祉協議会が補助する団体</li> <li>・市内団体が地域活動、福祉活動及び文化活動を行う場合</li> </ul>	要綱
2	福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市から直接指導、育成又は援護を受けている社会福祉団体が福祉活動のために使用</li> <li>・社会福祉事業を目的とする団体が福祉活動のために使用</li> </ul>	規則
3	公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉団体</li> <li>・補助団体</li> <li>・社会教育関係団体</li> </ul>	規則（社会教育関係団体のみ）
4	総合体育館（会議室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟</li> <li>・協会</li> <li>・社会教育関係団体の連合体</li> </ul>	規則
5	ルネこだいら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市文化振興財団（免除）</li> <li>・市内の社会教育関係団体及び社会福祉関係団体がその目的のために使用（1/2 減額）</li> <li>・社会福祉法人及びその連合組織がその目的のために使用（1/2 減額）</li> <li>・市内の学校（市立の学校を除く）が教育活動として使用（1/2 減額）</li> <li>・市内の公益法人がその目的のために使用（1/2 減額）</li> <li>・小平市文化振興財団が他の団体と共催する事業で使用（1/2 減額）</li> </ul>	規則

(2) 「原則有料」の実態（公民館における有料利用の状況：平成14年度）

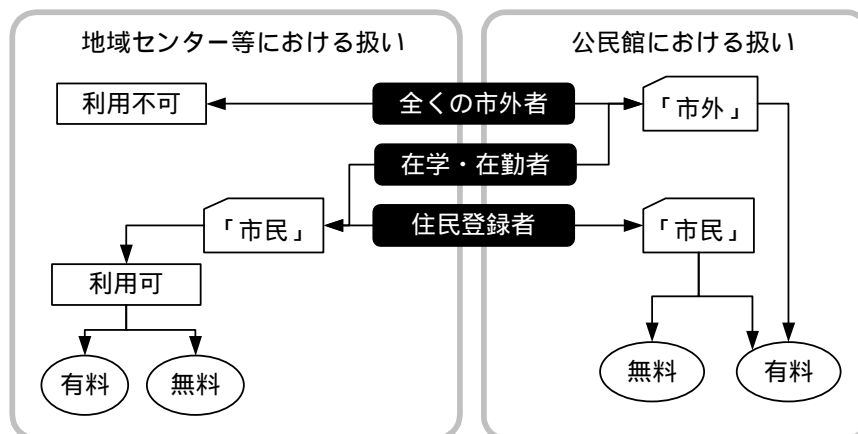
館名	年間使用件数 (件)	左のうち 有料件数	有料率	a 使用料納入額 (円)	b 維持管理費 (円)	a/b
中央	9,006	265	2.9%	582,500	53,971,855	1.1%
小川	2,275	49	2.2%	58,700	5,212,174	1.1%
花小金井北	1,381	20	1.4%	33,700	4,221,783	0.8%
上宿	1,792	2	0.1%	2,000	5,759,522	-
上水南	1,859	7	0.4%	6,600	5,572,710	0.1%
小川西	2,695	35	1.3%	38,600	685,484	5.6%
花小金井南	3,743	50	1.3%	81,500	5,168,630	1.6%
仲町	3,378	1	-	1,000	5,032,313	-
津田	3,262	58	1.8%	66,500	1,370,350	4.9%
大沼	2,852	15	0.5%	20,400	771,406	2.6%
合計	32,243	502	1.6%	891,500	87,766,227	1.0%

維持管理費は、光熱水費、消耗品費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託料、賃借料等の合計。  
維持管理費には、職員の人件費は含まれていない。

第5章 利用制限・利用方法等

1 利用制限に関する取扱い

(1) 「市外者」の扱いに関する差異



(2) 飲食等の制限

	施設名	食事	飲酒	備考
1	地域センター			ごみは持ち帰り
2	集会室		×	飲食のみを目的とした使用は不可。乾杯程度の飲酒はOK?
3	福祉会館			
4	高齢者館			ごみ棄てOK
5	障害者施設		×	ごみは持ち帰り
6	公民館	×	×	原則不可。但し、お茶の他、乾杯程度は許容範囲 ごみは持ち帰り
7	総合体育館（会議室）	×	×	お茶程度なら可（食は不可）
8	第6小学校	×	×	飲食物の持込み不可
9	ルネこだいら			（未確認）
10	元気村おがわ東			ごみは持ち帰り

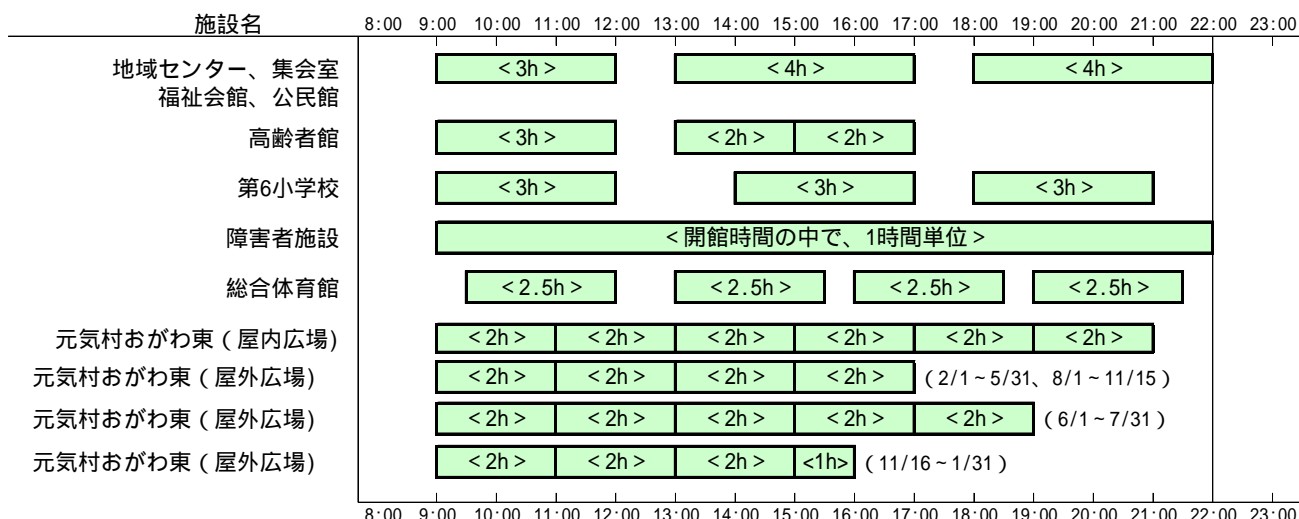
(3) 会費等による利用制限に関する各施設の規定内容

区分	規制内容	該当施設
趣味・親睦団体等に対する判断基準	月会費が2千円を超えないこと	地域センター 元気村おがわ東
	月会費が2千円を超えると、「有料団体」となる（利用は可能）	公民館
	入会金の徴収は不可	
	材料費程度なら可 （授業料、会費の徴収は不可）	集会室
	会費等の制限なし	福祉会館
活動行為に対する判断基準	2千円を超える入場料等は不可	公民館
	販売・PR活動は不可	集会室
	館内での販売行為がないこと	
	不特定多数への販売等	





(3) 利用単位の状況



利用料金について

(4) 各施設の現状

機能分類	料金分類	施設名
集会施設	有料	地域センター 公民館 福祉会館 集会施設 小・中学校（学校設備使用条例による）
	無料	高齢者館 障害者福祉施設（会議室部分） 小平第六小学校（学校開放部分）
体育施設	有料	元気村おがわ東（屋外・屋内広場） 総合体育館 小中学校体育館（学校設備使用条例による）
	無料	市民広場 小中学校体育館（スポーツ開放による）

(5) 取消しの場合における使用料の還付

	施設名称	キャンセル受付期間	還付割合	予約後の申請書提出まで
1	公民館	前日まで	100%	予約後1週間以内
2	福祉会館	前日まで	50%	利用日の3日前まで
3	地域センター 集会室 元気村おがわ東	7日前まで	100%	電話予約不可
4	総合体育館（会議室）	14日前まで	100%	電話予約不可
5	ルネこだいら	6月前まで 3月前まで 1月前まで	100% 50% 25%	電話予約不可

## 第6章 その他公共施設に関する資料

## 1 小平市の公共施設の概要

## (1) 利用申請にもとづく貸出施設の概要

施設分類	施設名称	所管 課	閉館時間 夜間	開館日				備考	
				土	日	祝	定休日		
集会施設 (貸出し)	地域センター(全17館)	地域文化課	22:00				1,3火曜	有料	
	元気村おがわ東(会議室・ホール)	地域文化課	22:00					有料	
	市民活動支援センター準備室(会議室)	地域文化課	22:00						
	集会室(喜平、上宿図書館内)	図書館	22:00			×		有料	
	福祉会館(集会室)	高齢者福祉課	22:00			×		有料	
	高齢者館(ほのぼの館、さわやか館)	高齢者福祉課	17:00 注1		×	×		60歳以上	
	集会室(東部市民センター内)	市民課	22:00			×		有料	
	小平(会議室)	地域文化課	22:00				4月曜	有料	
	障害者福祉センター(会議室)	障害者福祉課	22:00				月1回		
	あおぞら福祉センター(ふれあいルーム)	障害者福祉課	22:00				月1程度		
	公民館(中央1、分館10)	公民館	22:00 注2			×	注3 毎月曜	有料	
	総合体育館(会議室)	体育課	21:30				第1月曜	有料	
	小・中学校教室	学務課	21:00				授業のある時間帯は不可	有料	
	小平第六小学校 (ミーティングルーム、多目的室、和室)	生涯学習振興課	21:00						
体育施設 (屋内)	公民館(ホール・レクルーム)	公民館	22:00			×	注2 毎月曜	有料	
	児童館(遊戯室) 児童館閉館時を貸出し	児童課	22:00 注4				1,3火曜	有料 (受付は地域センター)	
	福祉会館(市民ホール)	高齢者福祉課	22:00			×		有料	
	総合体育館		21:30				第1月曜	有料	
	武道館	体育課	21:00				第1月曜	有料	
	学校体育館(スポーツ開放)		21:00						
	学校体育館(学校設備使用)	学務課	21:00					有料	
	元気村おがわ東(屋内広場)	地域文化課	21:00					有料	
体育施設 (屋外)	元気村おがわ東(屋外広場)	地域文化課	照明施設の有無や季節によって異なるため省略					有料	
	グラウンド						月1回	有料	
	テニスコート	体育課					月1回	有料	
	子どもキャンプ場								
	小・中学校校庭(スポーツ開放)								
	小・中学校校庭(学校設備使用)	学務課							有料
	市民広場(小川二丁目、福祉会館前、花小金井南、花小金井四丁目)			18:00					
音楽施設	小平(練習室)	地域文化課	21:00				第4月曜	有料	
	障害者福祉センター(音楽室)	障害者福祉課	21:00						
	小平第六小(音楽室)	生涯学習振興課	21:00				授業のある時間帯		
	公民館(音楽室・視聴覚室)	公民館	22:00			×	注3 毎月曜		

注1) 高齢者館の貸出し部屋は部屋によって利用できる時間帯が異なる。利用できる時間は和室1(舞台付き)が9時~12時、和室2が13時~15時、多目的ホールが15時~17時。

注2) 分館9館のうち5館については火曜~土曜日の夜間及び日曜日は部屋利用がない場合は閉館。

注3) 平成16年10月1日から祝日の開館を試行中。(休館日の月曜日と重なった場合も開館)

注4) 児童館の遊戯室は児童館の閉館時間部分を貸出しているため、火曜日以外は午後6時~10時。

2,4,5 火曜は午前9時~午後10時。併設地域センターの閉館日となる1,3 火曜は貸出さない。

## (2) 自由利用施設(フリースペース等)の概要

施設分類	施設名	所管課	開館時間	開館日				備考	
			夜間	土	日	祝	定休日		
交流施設	花小金井南児童館	児童課	18:00					毎火曜	
	子ども家庭支援センター	児童課	18:00		×	×		毎月曜	指定管理者
	青少年センター	青少年・男女	21:00 注1					毎火曜	
	男女共同参画センター	青少年・男女	22:00					毎火曜	事前登録
	市民活動支援センター準備室(北)	地域文化課	18:00	×	×	×			事前登録
	高齢者交流室(第二小学校内)	高齢者福祉課	16:00	×	×	×			60歳以上
	高齢者館(ほのぼの館、さわやか館)	高齢者福祉課	17:00	×	×	×			60歳以上
	福祉会館(老人福祉センター部分)	高齢者福祉課	16:00	×	×	×			60歳以上
	公民館(北-機能として)	公民館	22:00 注3			×	×	毎月曜	
	地域センター(遊戯室、読書室) 地域センター(第2 娯楽室)	地域文化課	22:00 注5					1,3 火曜	子ども 高齢者
文化施設	小平ふるさと村	生涯学習振興課	16:00					毎月曜 と第3火	
	平櫛田中館	生涯学習振興課	16:00					毎火曜	有料
	鈴木遺跡資料館	生涯学習振興課	16:00					水曜のみ 開館	
	ふれあい下水道館	下水道課	16:00					毎月曜	
	図書館(中央館)	図書館	19:00 注6				×	毎金曜 と第3木	
	図書館(地区館)		17:00 注6				注7		
その他	教育支援室(あゆみ教室)	指導課		×	×	×			
	教育相談室	指導課	18:00	×	×	×			
	健康センター(子育て・女性相談)	児童課	17:30		×	×			
	健康センター(健康相談・保健指導)	健康課	17:00	×	×	×			
	リブレこだいら	ごみ減量対策課	17:00				×	毎水木曜	
	撤去自転車保管所	交通対策課	17:00		注8	×	×		

注1) 日曜、祝日は午後6時まで。

注2) 娯楽室は土、日曜も利用可能。入浴、ヘルストロンは土曜も利用可能。

注3) 分館9館のうち5館については火曜~土曜日の夜間及び日曜日は部屋利用がない場合は閉館。

注4) 平成16年10月1日から祝日を閉館する方向で調整中。(休館日の月曜日と重なった場合も開館)

注5) 高齢者及び児童のための施設は、個人の利用に供するため広く開放することとなっているが、夜間(午後6時~10時)については一般貸出しによって占有可能。(有料)

注6) 中央館については土、日曜日は午後5時まで。地区館については火、水曜日は午後7時まで。

注7) 平成16年10月1日から休館日となっている金曜日を除く祝日の開館を試行中。(分室を除く。)

注8) 撤去自転車保管所は平成17年4月から土曜日午前中(午前8:30~12:00)も利用可能になった。

(3) 年末年始の開館状況

小平市公共施設における休館日等

	施設名	所管課	年末年始の開館状況										(1)休館(業)日設定の理由		
			27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	年末年始について (12/29～1/3を除く)		
1	市役所本庁舎				×	×	×	×	×	×					
2	出張所	市民課			×	×	×	×	×	×					
3	集会室 (東部市民センター)	市民課			×	×	×	×	×	×					
4	地域センター	市民生活課			×	×	×	×	×	×					
5	小平元気村おがわ東	市民生活課			×	×	×	×	×	×					
6	市民活動支援センター準備室 (小平元気村おがわ東)	市民生活課			×	×	×	×	×	×					
7	男女共同参画センター (小平元気村おがわ東)	青少年・男女平等	×	×	×	×	×	×	×	×	×			他の類似施設(児童館)に合わせている。	
8	青少年センター (小平元気村おがわ東)	青少年・男女平等	×	×	×	×	×	×	×	×	×			他の類似施設(児童館)に合わせている。	
9	子ども家庭支援センター (小平元気村おがわ東)	児童課			×	×	×	×	×	×					
10	児童館	児童課		×	×	×	×	×	×	×	×			12/28は大掃除、1/4は開館準備のため休みとした。	
11	学童クラブ	児童課			×	×	×	×	×	×	×			1/4はS43年制定の「小平市学童クラブ事業実施要綱」で学童クラブの休日としていたため、H10年の条例化でもそのまま引き継いで休日とした。	
12	健康センター (子育て・女性相談)	児童課/ 青少年・男女平等			×	×	×	×	×	×					
13	健康センター	健康課			×	×	×	×	×	×					
14	教育相談室	指導課			×	×	×	×	×	×					
14.5	教育支援室 (あゆみ教室)	指導課	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
15	福祉会館	高齢者福祉課			×	×	×	×	×	×					
16	福祉会館(集会施設)	高齢者福祉課			×	×	×	×	×	×					
17	高齢者館	高齢者福祉課		×	×	×	×	×	×	×	×			理由不明	
18	高齢者交流室	高齢者福祉課		×	×	×	×	×	×	×	×				
19	障害者福祉施設	障害者福祉課			×	×	×	×	×	×					
20	市民文化会館	文化振興課		×	×	×	×	×	×	×	×			貸館としての利用可能性が少なく、また、財団自主事業としても集客を考えると実施できず、費用対効果のためと考えられる。	
21	図書館	図書館		×	×	×	×	×	×	×	×			休館期間が長いと返却ボックスに本が収まらなくなるため、年末年始の休館期間の準備と、1月5日からの開館の準備にあてている。	
24	集会室 (喜平図書館・上宿図書館)	図書館			×	×	×	×	×	×					
25	公民館	公民館		×	×	×	×	×	×	×	×			年末年始前後で、利用団体が少ないので、館内の整理、清掃、点検など集中的に実施	
26	ふれあい下水道館	下水管理課	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		田中館、ふるさと村に合わせた。	
27	平櫛田中館	社会教育課	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		12/27～1/5	
28	ふるさと村	文化財課	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		年末年始は利用者が少ないと考えられるため	
29	鈴木遺跡資料館	文化財課	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		年末年始は利用者が少ないと考えられるため	
30	総合体育館	体育課		×	×	×	×	×	×	×	×	×		理由不明だが、休館日が少ないため1年間の片付けや準備のためでは？ 年始はプールの水温を上げるのに時間が必要のため。	
43	リブレ小平	リブレ推進課			×	×	×	×	×	×					
44	撤去自転車保管所	交通安全課			×	×	×	×	×	×					

## 2 施設の部屋別利用実績データ（平成15年度）

## (1) 公民館の利用実績

平成15年度 部屋の貸出実績（団体利用）

施設名	部屋情報		A:開館 日数	B:年間延べ利用者数(人)				C:年間利用回数(回)				年間稼働率(C÷A)(%)			
	部屋名	定員(人)		午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計
中央公民館	視聴覚室	60人	300	8,117	4,955	3,469	16,541	252	244	222	718	84.0	81.3	74.0	79.8
中央公民館	学習室1	20人	300	3,053	2,870	1,937	7,860	225	250	188	663	75.0	83.3	62.7	73.7
中央公民館	学習室2	10人	300	1,656	1,685	1,059	4,400	206	233	159	598	68.7	77.7	53.0	66.4
中央公民館	学習室3	20人	300	2,448	2,463	1,562	6,473	241	227	147	615	80.3	75.7	49.0	68.3
中央公民館	学習室4	54人	300	2,852	3,686	1,881	8,419	147	181	73	401	49.0	60.3	24.3	44.6
中央公民館	講座室1	30人	300	3,163	3,490	2,654	9,307	198	229	165	592	66.0	76.3	55.0	65.8
中央公民館	講座室2	63人	300	5,479	4,110	3,410	12,999	186	212	116	514	62.0	70.7	38.7	57.1
中央公民館	工芸室	28人	300	2,527	2,966	1,530	7,023	188	248	172	608	62.7	82.7	57.3	67.6
中央公民館	ホール	180人	300	4,405	8,690	3,062	16,157	94	118	53	265	31.3	39.3	17.7	29.4
中央公民館	工作室	20人	300	895	2,083	344	3,322	101	222	40	363	33.7	74.0	13.3	40.3
中央公民館	和室(小)	30人	300	2,658	2,186	641	5,485	170	215	52	437	56.7	71.7	17.3	48.6
中央公民館	和室(大)	72人	300	3,768	3,335	2,208	9,311	218	171	136	525	72.7	57.0	45.3	58.3
中央公民館	レクホール	80人	300	8,175	5,335	4,457	17,967	285	278	269	832	95.0	92.7	89.7	92.4
中央公民館	保育室	20人	300	3,775	2,984	817	7,576	190	160	38	388	63.3	53.3	12.7	43.1
中央公民館	実習室1	37人	300	2,667	3,442	928	7,037	126	164	60	350	42.0	54.7	20.0	38.9
中央公民館	実習室2	37人	300	2,544	3,549	904	6,997	118	163	57	338	39.3	54.3	19.0	37.6
中央公民館	音楽室	30人	300	4,463	3,009	2,017	9,489	244	204	198	646	81.3	68.0	66.0	71.8
中央公民館	ギャラリーA・B	100人	300	14,010	18,235	185	32,430	249	243	9	501	83.0	81.0	3.0	55.7
中央公民館	施設全体	891人	5,400	76,655	79,073	33,065	188,793	3,438	3,762	2,154	9,354	63.7	69.7	39.9	57.7
上宿公民館	ホール	60人	300	3,262	2,318	1,120	6,700	178	187	145	510	59.3	62.3	48.3	56.7
上宿公民館	学習室1	10人	300	335	328	62	725	59	49	10	118	19.7	16.3	3.3	13.1
上宿公民館	学習室2	30人	300	2,619	2,494	1,302	6,415	209	201	140	550	69.7	67.0	46.7	61.1
上宿公民館	学習室3	24人	300	1,143	943	314	2,400	124	102	45	271	41.3	34.0	15.0	30.1
上宿公民館	和室1	30人	300	644	891	455	1,990	59	83	39	181	19.7	27.7	13.0	20.1
上宿公民館	和室2	20人	300	764	1,000	273	2,037	72	96	19	187	24.0	32.0	6.3	20.8
上宿公民館	施設全体	174人	1,800	8,767	7,974	3,526	20,267	701	718	398	1,817	38.9	39.9	22.1	33.6
小川公民館	和室(保育兼)	35人	300	1,740	1,702	519	3,961	165	151	81	397	55.0	50.3	27.0	44.1
小川公民館	学習室1	25人	300	1,915	760	195	2,870	199	103	31	333	66.3	34.3	10.3	37.0
小川公民館	ホール	70人	300	3,408	2,679	2,052	8,139	217	220	222	659	72.3	73.3	74.0	73.2
小川公民館	学習室2	25人	300	1,547	1,838	572	3,957	157	166	61	384	52.3	55.3	20.3	42.7
小川公民館	講座室	30人	300	1,416	1,183	1,192	3,791	112	108	102	322	37.3	36.0	34.0	35.8
小川公民館	施設全体	185人	1,500	10,026	8,162	4,530	22,718	850	748	497	2,095	56.7	49.9	33.1	46.6
小川西公民館	学習室1	40人	300	3,148	3,082	2,278	8,508	175	196	205	576	58.3	65.3	68.3	64.0
小川西公民館	学習室2	30人	300	1,809	2,215	1,011	5,035	147	175	123	445	49.0	58.3	41.0	49.4
小川西公民館	学習室3	24人	300	1,328	2,226	801	4,355	161	217	96	474	53.7	72.3	32.0	52.7
小川西公民館	調理実習室	24人	300	868	752	72	1,692	75	58	6	139	25.0	19.3	2.0	15.4
小川西公民館	講座室	24人	300	2,101	1,945	861	4,907	174	214	82	470	58.0	71.3	27.3	52.2
小川西公民館	和室1	30人	300	1,765	1,739	639	4,143	148	187	73	408	49.3	62.3	24.3	45.3
小川西公民館	和室2	12人	300	768	847	45	1,660	97	106	7	210	32.3	35.3	2.3	23.3
小川西公民館	施設全体	184人	2,100	11,787	12,806	5,707	30,300	977	1,153	592	2,722	46.5	54.9	28.2	43.2
上南公民館	和室1	30人	300	2,486	1,973	1,008	5,467	191	176	149	516	63.7	58.7	49.7	57.3
上南公民館	和室2	20人	300	1,093	884	101	2,078	134	83	17	234	44.7	27.7	5.7	26.0
上南公民館	学習室1・2	54人	300	3,488	2,642	1,588	7,718	181	168	122	471	60.3	56.0	40.7	52.3
上南公民館	学習室3	24人	300	2,228	1,656	179	4,063	184	140	12	336	61.3	46.7	4.0	37.3
上南公民館	学習室4	27人	300	1,786	2,866	512	5,164	184	219	53	456	61.3	73.0	17.7	50.7
上南公民館	施設全体	155人	1,500	11,081	10,021	3,388	24,490	874	786	353	2,013	58.3	52.4	23.5	44.7

第1回 補助資料

平成15年度 部屋の貸出実績(団体利用)

施設名	部屋情報		A:開館 日数	B:年間延べ利用者数(人)				C:年間利用回数(回)				年間稼働率(C÷A)(%)			
	部屋名	定員(人)		午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計
津田公民館	ホール	96人	300	6,095	4,400	2,143	12,638	250	241	207	698	83.3	80.3	69.0	77.6
津田公民館	講座室	36人	300	1,836	2,021	825	4,682	171	186	58	415	57.0	62.0	19.3	46.1
津田公民館	学習室1	22人	300	2,152	2,006	681	4,839	219	201	92	512	73.0	67.0	30.7	56.9
津田公民館	学習室2	24人	300	2,154	1,875	544	4,573	209	201	64	474	69.7	67.0	21.3	52.7
津田公民館	学習室3	24人	300	2,645	2,841	2,238	7,724	219	248	177	644	73.0	82.7	59.0	71.6
津田公民館	和室1	20人	300	1,194	610	196	2,000	129	79	30	238	43.0	26.3	10.0	26.4
津田公民館	和室2	40人	300	1,288	1,197	586	3,071	118	159	44	321	39.3	53.0	14.7	35.7
津田公民館	施設全体	262人	2,100	17,364	14,950	7,213	39,527	1,315	1,315	672	3,302	62.6	62.6	32.0	52.4
仲町公民館	ホール	60人	300	3,575	5,955	3,513	13,043	197	309	273	779	65.7	103.0	91.0	86.6
仲町公民館	学習室1	18人	300	1,533	1,480	888	3,901	168	119	118	405	56.0	39.7	39.3	45.0
仲町公民館	学習室2	12人	300	771	736	28	1,535	128	110	5	243	42.7	36.7	1.7	27.0
仲町公民館	学習室3	12人	300	597	601	97	1,295	88	95	15	198	29.3	31.7	5.0	22.0
仲町公民館	学習室4	15人	300	583	686	164	1,433	95	105	52	252	31.7	35.0	17.3	28.0
仲町公民館	講座室1	40人	300	2,021	3,495	1,425	6,941	213	233	182	628	71.0	77.7	60.7	69.8
仲町公民館	講座室2	50人	300	889	521	1,059	2,469	57	28	77	162	19.0	9.3	25.7	18.0
仲町公民館	和室	30人	300	2,014	1,863	1,265	5,142	172	180	136	488	57.3	60.0	45.3	54.2
仲町公民館	保育室	18人	300	1,065	98	165	1,328	107	12	33	152	35.7	4.0	11.0	16.9
仲町公民館	施設全体	255人	2,700	13,048	15,435	8,604	37,087	1,225	1,191	891	3,307	45.4	44.1	33.0	40.8
大沼公民館	ホール	90人	300	3,968	4,214	4,181	12,363	245	247	264	756	81.7	82.3	88.0	84.0
大沼公民館	講座室	36人	300	2,267	2,995	1,229	6,491	172	191	73	436	57.3	63.7	24.3	48.4
大沼公民館	学習室1	25人	300	2,025	1,781	1,051	4,857	204	213	96	513	68.0	71.0	32.0	57.0
大沼公民館	学習室2	25人	300	2,547	2,485	321	5,353	188	185	24	397	62.7	61.7	8.0	44.1
大沼公民館	音楽室	20人	300	1,609	1,958	820	4,387	165	206	83	454	55.0	68.7	27.7	50.4
大沼公民館	保育室	10人	300	1,371	629	333	2,333	151	56	34	241	50.3	18.7	11.3	26.8
大沼公民館	和室	30人	300	3,028	1,882	884	5,794	179	156	57	392	59.7	52.0	19.0	43.6
大沼公民館	施設全体	236人	2,100	16,815	15,944	8,819	41,578	1,304	1,254	631	3,189	62.1	59.7	30.0	50.6
花北公民館	和室(保育兼)	30人	300	1,261	1,957	490	3,708	113	160	38	311	37.7	53.3	12.7	34.6
花北公民館	学習室1	18人	300	637	595	229	1,461	74	100	23	197	24.7	33.3	7.7	21.9
花北公民館	ホール	60人	300	2,712	1,994	1,150	5,856	181	142	129	452	60.3	47.3	43.0	50.2
花北公民館	学習室2	18人	300	1,577	1,687	488	3,752	150	121	58	329	50.0	40.3	19.3	36.6
花北公民館	講座室	18人	300	462	703	41	1,206	65	89	4	158	21.7	29.7	1.3	17.6
花北公民館	施設全体	144人	1,500	6,649	6,936	2,398	15,983	583	612	252	1,447	38.9	40.8	16.8	32.2
花南公民館	和室1	30人	300	3,161	2,279	1,165	6,605	208	174	176	558	69.3	58.0	58.7	62.0
花南公民館	和室2	12人	300	923	712	760	2,395	123	115	126	364	41.0	38.3	42.0	40.4
花南公民館	講座室	30人	300	3,919	4,591	1,609	10,119	203	240	162	605	67.7	80.0	54.0	67.2
花南公民館	ホール	90人	300	4,118	3,898	2,812	10,828	220	257	197	674	73.3	85.7	65.7	74.9
花南公民館	音楽室	12人	300	1,424	1,840	1,001	4,265	160	197	129	486	53.3	65.7	43.0	54.0
花南公民館	学習室1	24人	300	2,236	2,547	1,255	6,038	191	225	154	570	63.7	75.0	51.3	63.3
花南公民館	学習室2	21人	300	1,547	1,804	1,234	4,585	195	195	181	571	65.0	65.0	60.3	63.4
花南公民館	施設全体	219人	2,100	17,328	17,671	9,836	44,835	1,300	1,403	1,125	3,828	61.9	66.8	53.6	60.8
全館集計		2705人	22,800	189,520	188,972	87,086	465,578	12,567	12,942	7,565	33,074	55.1	56.8	33.2	48.4

## (2) 地域センターの利用実績

平成15年度 部屋の貸出実績(団体利用)

施設名	部屋情報		A:年間開館日数	C:年間利用回数(回)				年間稼働率(C÷A)(%)			
	部屋名	定員(人)		午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計
中島地域センター	第一・二集会室	30人	335	169	220	95	484	50.4	65.7	28.4	48.2
中島地域センター	第一娛樂室	30人	335	166	224	109	499	49.6	66.9	32.5	49.7
中島地域センター	第二娛樂室	20人	335	95	146	70	311	28.4	43.6	20.9	30.9
中島地域センター	施設全体	80人	1,005	430	590	274	1,294	42.8	58.7	27.3	42.9
上水新地域センター	第一・二集会室	40人	335	207	170	133	510	61.8	50.7	39.7	50.7
上水新地域センター	第一娛樂室	30人	335	223	175	79	477	66.6	52.2	23.6	47.5
上水新地域センター	第二娛樂室	20人	335	180	165	52	397	53.7	49.3	15.5	39.5
上水新地域センター	施設全体	90人	1,005	610	510	264	1,384	60.7	50.7	26.3	45.9
小川西町地域センター	第一・二集会室	40人	335	254	225	78	557	75.8	67.2	23.3	55.4
小川西町地域センター	第一娛樂室	40人	335	151	260	143	554	45.1	77.6	42.7	55.1
小川西町地域センター	第二娛樂室	20人	335	94	201	91	386	28.1	60.0	27.2	38.4
小川西町地域センター	施設全体	100人	1,005	499	686	312	1,497	49.7	68.3	31.0	49.7
小川西町中宿地域センター	第一・二集会室	40人	335	206	232	148	586	61.5	69.3	44.2	58.3
小川西町中宿地域センター	第一娛樂室	40人	335	161	290	93	544	48.1	86.6	27.8	54.1
小川西町中宿地域センター	施設全体	80人	670	367	522	241	1,130	54.8	77.9	36.0	56.2
小川東地域センター	第一・二集会室	40人	335	203	247	133	583	60.6	73.7	39.7	58.0
小川東地域センター	第一娛樂室	30人	335	207	226	49	482	61.8	67.5	14.6	48.0
小川東地域センター	第二娛樂室	20人	335	115	119	66	300	34.3	35.5	19.7	29.9
小川東地域センター	施設全体	90人	1,005	525	592	248	1,365	52.2	58.9	24.7	45.3
小川東第二地域センター	第一集会室	20人	335	271	212	213	696	80.9	63.3	63.6	69.3
小川東第二地域センター	第一娛樂室	40人	335	214	299	203	716	63.9	89.3	60.6	71.2
小川東第二地域センター	施設全体	60人	670	485	511	416	1,412	72.4	76.3	62.1	70.2
上水本町地域センター	第一・二集会室	40人	335	218	306	121	645	65.1	91.3	36.1	64.2
上水本町地域センター	第一娛樂室	30人	335	211	260	102	573	63.0	77.6	30.4	57.0
上水本町地域センター	第二娛樂室	20人	335	183	199	64	446	54.6	59.4	19.1	44.4
上水本町地域センター	施設全体	90人	1,005	612	765	287	1,664	60.9	76.1	28.6	55.2
喜平地域センター	第一・二集会室	30人	335	198	162	60	420	59.1	48.4	17.9	41.8
喜平地域センター	第一娛樂室	40人	335	266	279	105	650	79.4	83.3	31.3	64.7
喜平地域センター	施設全体	70人	670	464	441	165	1,070	69.3	65.8	24.6	53.2
学園西地域センター	第一集会室	30人	335	257	291	220	768	76.7	86.9	65.7	76.4
学園西地域センター	第二集会室	20人	335	126	18	120	264	37.6	5.4	35.8	26.3
学園西地域センター	第一娛樂室	50人	335	245	303	219	767	73.1	90.4	65.4	76.3
学園西地域センター	第二娛樂室	20人	335	219	275	166	660	65.4	82.1	49.6	65.7
学園西地域センター	施設全体	120人	1,340	847	887	725	2,459	63.2	66.2	54.1	61.2
学園東地域センター	第一・二集会室	40人	335	228	249	135	612	68.1	74.3	40.3	60.9
学園東地域センター	第一娛樂室	40人	335	191	216	152	559	57.0	64.5	45.4	55.6
学園東地域センター	第二娛樂室	20人	335	171	163	99	433	51.0	48.7	29.6	43.1
学園東地域センター	施設全体	100人	1,005	590	628	386	1,604	58.7	62.5	38.4	53.2
美園地域センター	第一集会室	20人	335	211	290	246	747	63.0	86.6	73.4	74.3
美園地域センター	第二集会室	20人	335	18	1	62	81	5.4	0.3	18.5	8.1
美園地域センター	第一娛樂室	50人	335	265	317	238	820	79.1	94.6	71.0	81.6
美園地域センター	第二娛樂室	30人	335	184	276	143	603	54.9	82.4	42.7	60.0
美園地域センター	施設全体	120人	1,340	678	884	689	2,251	50.6	66.0	51.4	56.0
御幸地域センター	第一・二集会室	40人	335	131	214	141	486	39.1	63.9	42.1	48.4
御幸地域センター	第一娛樂室	40人	335	139	201	68	408	41.5	60.0	20.3	40.6
御幸地域センター	第二娛樂室	20人	335	73	182	94	349	21.8	54.3	28.1	34.7
御幸地域センター	施設全体	100人	1,005	343	597	303	1,243	34.1	59.4	30.1	41.2
鈴木地域センター	第一・二集会室	50人	335	214	196	160	570	63.9	58.5	47.8	56.7
鈴木地域センター	第一娛樂室	30人	335	188	256	66	510	56.1	76.4	19.7	50.7
鈴木地域センター	第二娛樂室	20人	335	225	216	118	559	67.2	64.5	35.2	55.6
鈴木地域センター	施設全体	100人	1,005	627	668	344	1,639	62.4	66.5	34.2	54.4
天神地域センター	第一・二集会室	40人	335	240	263	257	760	71.6	78.5	76.7	75.6
天神地域センター	第一娛樂室	30人	335	215	279	183	677	64.2	83.3	54.6	67.4
天神地域センター	第二娛樂室	20人	335	192	256	183	631	57.3	76.4	54.6	62.8
天神地域センター	施設全体	90人	1,005	647	798	623	2,068	64.4	79.4	62.0	68.6
大沼地域センター	第一・二集会室	40人	335	163	233	188	584	48.7	69.6	56.1	58.1
大沼地域センター	第一娛樂室	30人	335	117	142	81	340	34.9	42.4	24.2	33.8
大沼地域センター	第二娛樂室	30人	335	113	185	44	342	33.7	55.2	13.1	34.0
大沼地域センター	施設全体	100人	1,005	393	560	313	1,266	39.1	55.7	31.1	42.0
花小金井北地域センター	第一・二集会室	40人	335	215	217	190	622	64.2	64.8	56.7	61.9
花小金井北地域センター	第一娛樂室	40人	335	188	178	99	465	56.1	53.1	29.6	46.3
花小金井北地域センター	第二娛樂室	20人	335	111	112	69	292	33.1	33.4	20.6	29.1
花小金井北地域センター	施設全体	100人	1,005	514	507	358	1,379	51.1	50.4	35.6	45.7
花小金井南地域センター	第一集会室	20人	335	91	233	88	412	27.2	69.6	26.3	41.0
花小金井南地域センター	第一娛樂室	40人	335	152	198	68	418	45.4	59.1	20.3	41.6
花小金井南地域センター	第二娛樂室	20人	335	74	114	31	219	22.1	34.0	9.3	21.8
花小金井南地域センター	施設全体	80人	1,005	317	545	187	1,049	31.5	54.2	18.6	34.8
全館集計		1570人	16,750	8,948	10,691	6,135	25,774	53.4	63.8	36.6	51.3

(3) 集会室の利用実績

平成15年度 部屋の貸出実績(団体利用)

施設名	部屋情報		A:年間開館日数	B:年間延べ利用者数(人)				C:年間利用回数(回)				年間稼働率(C÷A)(%)			
	部屋名	定員(人)		午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計
喜平図書館	第一集会室	26人	336	1,247	1,355	770	3,372	67	63	21	151	19.9	18.8	6.3	15.0
喜平図書館	第二集会室	20人	336	901	541	569	2,011	78	44	29	151	23.2	13.1	8.6	15.0
喜平図書館	和室	28人	336	1,614	420	427	2,461	107	20	28	155	31.8	6.0	8.3	15.4
喜平図書館	施設全体	74人	1,008	3,762	2,316	1,766	7,844	252	127	78	457	25.0	12.6	7.7	15.1
上宿図書館	第一集会室	20人	342	612	529	315	1,456	63	38	21	122	18.4	11.1	6.1	11.9
上宿図書館	第二集会室	15人	342	807	620	381	1,808	91	66	31	188	26.6	19.3	9.1	18.3
上宿図書館	和室	28人	342	260	267	153	680	31	30	9	70	9.1	8.8	2.6	6.8
喜平図書館	施設全体	63人	1,026	1,679	1,416	849	3,944	185	134	61	380	18.0	13.1	5.9	12.3
東部市民センター	第一・二集会室	100人	346	5,975	6,618	5,607	18,200	237	261	228	726	68.5	75.4	65.9	69.9
東部市民センター	和室一・二	40人	346	3,488	3,274	2,188	8,950	203	194	212	609	58.7	56.1	61.3	58.7
東部市民センター	施設全体	140人	692	9,463	9,892	7,795	27,150	440	455	440	1,335	63.6	65.8	63.6	64.3
全館集計		277人	2,726	14,904	13,624	10,410	38,938	877	716	579	2,172	32.2	26.3	21.2	26.6

(4) 福祉会館の利用実績

平成15年度 部屋の貸出実績(団体利用)

施設名	部屋情報		A:年間開館日数	B:年間延べ利用者数(人)				C:年間利用回数(回)				年間稼働率(C÷A)(%)			
	部屋名	定員(人)		午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計
福祉会館	第1集会室	84人	346	7,209	8,436	3,945	19,590	188	218	119	525	54.3	63.0	34.4	50.6
福祉会館	第2集会室	48人	346	5,593	6,078	3,481	15,152	207	225	185	617	59.8	65.0	53.5	59.4
福祉会館	第3集会室	30人	346	3,255	3,778	1,984	9,017	197	232	143	572	56.9	67.1	41.3	55.1
福祉会館	第4集会室	14人	346	2,766	2,914	1,586	7,266	242	246	163	651	69.9	71.1	47.1	62.7
福祉会館	第5集会室	24人	346	2,087	2,834	1,796	6,717	221	248	144	613	63.9	71.7	41.6	59.1
福祉会館	市民ホール	372人	346	20,190	21,255	13,332	54,777	290	317	327	934	83.8	91.6	94.5	90.0
福祉会館	和室ホール	160人	109	4,321	4,366	3,744	12,431	81	96	102	279	74.3	88.1	29.5	49.5
福祉会館	小ホール	150人	346	8,135	10,079	6,757	24,971	220	312	163	695	63.6	90.2	47.1	67.0
福祉会館	施設全体	882人	2,531	53,556	59,740	36,625	149,921	1,646	1,894	1,346	4,886	65.0	74.8	48.6	62.4

和室ホールの年間開館日数について：午前と午後は109回だが、夜間は346回。

(5) 障害者福祉施設の利用実績

平成15年度 部屋の貸出実績(団体利用)

施設名	部屋情報		A:年間提供回数	B:年間延べ利用者数(人)				C:年間利用回数(回)				年間稼働率(C÷A)(%)			
	部屋名	定員(人)		午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計
障害者福祉センター	第 会議室		364	1,232	1,774	734	3,740	88	145	68	301	24.2	39.8	18.7	27.6
障害者福祉センター	和室	16人	364	0	0	7	7	0	0	1	1	0.0	0.0	0.3	0.1
障害者福祉センター	音楽室		364	220	147	97	464	19	51	49	119	5.2	14.0	13.5	10.9
障害者福祉センター	施設全体		1,092	1,452	1,921	838	4,211	107	196	118	421	9.8	17.9	10.8	12.9
あおぞら福祉センター	ふれあいⅡ-Δ1		364	1,242	1,055	756	3,053	101	85	63	249	27.7	23.4	17.3	22.8
あおぞら福祉センター	ふれあいⅡ-Δ2		364	730	680	388	1,798	68	75	45	188	18.7	20.6	12.4	17.2
あおぞら福祉センター	施設全体		728	1,972	1,735	1,144	4,851	169	160	108	437				
全館集計			1,820	3,424	3,656	1,982	9,062	276	356	226	858	15.2	15.2	15.2	15.2



## (6) 小平第六小学校の利用実績

## 平成15年度 部屋の貸出実績(団体利用)

部屋情報		A:年間提供回数				B:年間延べ利用者数(人)				C:年間利用回数(回)				年間稼働率(C÷A)(%)			
部屋名	定員 (人)	午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計
ミーティングルーム	20人	94	96	343	533	825	825	0	1,650	14	14	0	28	14.9	14.6	0.0	5.3
第1工作室	40人	100	101	346	547	524	50	0	574	23	1	0	24	23.0	1.0	0.0	4.4
多目的室	50人	71	90	327	488	1,129	1,267	926	3,322	22	34	31	87	31.0	37.8	9.5	17.8
和室	30人	80	101	346	527	760	790	30	1,580	11	12	1	24	13.8	11.9	0.3	4.6
第1音楽室	45人	85	103	348	536	768	1,258	5,759	7,785	20	38	140	198	23.5	36.9	40.2	36.9
施設全体	185人	430	491	1,710	2,631	4,006	4,190	6,715	14,911	90	99	172	361	20.9	20.2	10.1	13.7

(7) 年未年始における利用実績 (公民館)

平成 15 年度

( )内の“通常期”欄は、平成 15 年 10 月における同じ曜日の実績数値を参考として掲載したもの。

公民館における年未年始の利用実績 (平成15年)

館名	時間帯	12/25(木)		12/26(金)		12/27(土)		1/5(月)	1/6(火)		1/7(水)	
		団体数	人数	団体数	人数	団体数 (通常期)	人数 (通常期)		休館日	団体数 (通常期)	人数 (通常期)	団体数
中央	午前	6	182	7	117	6 (14.3)	74 (391.3)		9 (13.3)	217 (277.3)	3	35
	午後	8	133	7	88	5 (17.8)	104 (588.0)		8 (15.3)	92 (266.0)	8	101
	夜間	3	54	4	52	3 (12.3)	53 (206.0)		4 (6.5)	63 (81.8)	5	50
ギャラリー A/B *1	午前				0					78		110
	午後				0					86		130
	夜間				0							
中央	計	17	369	18	257	14 (44.4)	231 (1185.3)		21 (35.1)	536 (625.1)	16	426
小川	午前	0	0	5	115	0 (2.5)	0 (31.3)		1 (4.5)	7 (36.3)	1	5
	午後	2	31	1	15	1 (3.8)	20 (33.8)		2 (3.5)	12 (32.3)	0	0
	夜間	0	0	0	0	0 (1.3)	0 (12.0)		2 (2.0)	14 (16.8)	1	6
	計	2	31	6	130	1	20		5	33	2	11
花北	午前	0	0	1	12	0 (2.5)	0 (31.5)		1 (2.3)	10 (28.0)	1	8
	午後	0	0	1	94	1 (3.5)	8 (38.0)		3 (2.5)	35 (23.5)	2	36
	夜間	0	0	0	0	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (1.3)	0 (15.5)	1	7
	計	0	0	2	106	1 (6.0)	8 (69.5)		4 (6.1)	45 (67.0)	4	51
上宿	午前	4	36	2	110	0 (3.4)	0 (21.0)		3 (4.5)	37 (37.8)	1	8
	午後	2	19	1	16	2 (1.6)	85 (18.0)		1 (3.5)	15 (24.3)	3	34
	夜間	1	6	0	0	0 (1.2)	0 (18.5)		2 (2.0)	18 (20.0)	0	0
	計	7	61	3	126	2 (6.2)	85 (57.5)		6 (10.0)	70 (82.1)	4	42
上水南	午前	1	15	1	14	1 (1.0)	5 (19.0)		2 (4.5)	16 (60.8)	5	62
	午後	4	23	1	11	1 (3.3)	3 (32.3)		2 (2.8)	49 (57.8)	2	25
	夜間	0	0	1	9	0 (2.5)	0 (22.3)		1 (1.3)	6 (7.3)	1	13
	計	5	38	3	34	2 (6.8)	8 (73.6)		5 (8.6)	71 (125.9)	8	100
小川西	午前	3	18	2	24	0 (3.5)	0 (35.8)		0 (1.8)	0 (25.8)	3	23
	午後	4	45	2	16	0 (4.0)	0 (44.8)		1 (4.0)	10 (87.0)	2	18
	夜間	0	0	1	16	0 (1.5)	0 (19.3)		3 (3.8)	21 (39.8)	2	26
	計	7	63	5	56	0 (9.0)	0 (99.9)		4 (9.6)	31 (152.6)	7	67
花南	午前	0	0	2	19	2 (4.5)	40 (86.3)		6 (5.8)	83 (80.8)	3	26
	午後	3	37	2	18	4 (5.3)	61 (70.3)		2 (5.0)	42 (63.8)	6	111
	夜間	1	5	3	26	0 (2.0)	0 (23.5)		4 (5.5)	32 (39.8)	4	34
	計	4	42	7	63	6 (11.8)	101 (180.1)		12 (16.3)	157 (184.4)	13	171
仲町	午前	4	32	2	17	0 (3.5)	0 (36.0)		1 (4.5)	5 (59.8)	1	9
	午後	4	81	0	0	2 (5.0)	40 (73.8)		2 (5.3)	13 (49.3)	2	54
	夜間	1	8	1	6	1 (1.8)	15 (21.5)		3 (4.3)	22 (29.8)	2	33
	計	9	121	3	23	3 (10.3)	55 (131.3)		6 (14.1)	40 (138.9)	5	96
津田	午前	3	30	3	48	2 (5.8)	15 (81.3)		5 (5.5)	67 (113.8)	1	14
	午後	3	23	4	63	1 (4.0)	5 (38.0)		3 (5.0)	43 (58.8)	4	33
	夜間	0	0	0	0	1 (3.3)	28 (47.8)		2 (3.8)	29 (34.5)	3	27
	計	6	53	7	111	4 (13.1)	48 (167.1)		10 (14.3)	139 (207.1)	8	74
大沼	午前	5	72	4	69	3 (3.8)	26 (51.3)		5 (5.5)	56 (64.5)	2	21
	午後	3	42	6	84	2 (4.8)	30 (88.3)		3 (4.8)	39 (51.0)	5	34
	夜間	0	0	2	11	2 (3.3)	15 (48.5)		1 (2.0)	10 (34.0)	1	8
	計	8	114	12	164	7 (11.9)	71 (188.1)		9 (12.3)	105 (149.5)	8	63

通常期の数値は平成15年10月における曜日ごとの平均値。

## 平成16年度

( )内の“通常期”欄は、平成16年10月における同じ曜日の実績数値を参考として掲載したものを。

公民館における年末年始の利用実績(平成16年度)

館名	時間帯	12/24(金)		12/25(土)		12/26(日)		12/27(月)	1/5(水)		1/6(木)		1/7(金)	
		団体数	人数	団体数	人数	団体数 (通常期)	人数 (通常期)		休館日	団体数 (通常期)	人数 (通常期)	団体数	人数	団体数
中央	午前	7	165	9	185	5 (8.8)	65 (226.8)		2 (12.8)	15 (345.4)	7	129	6	96
	午後	6	139	11	336	8 (12.0)	193 (291.5)		2 (13.0)	16 (259.8)	7	74	5	106
	夜間	3	44	1	30	2 (6.8)	14 (86.5)		0 (7.8)	0 (103.6)	1	14	3	57
ギャラリー A/B *1	午前		100		142		80		0	0		6		60
	午後		74		170		112		0	0		6		240
	夜間		0							0		0		
中央	計	17	522	21	863	15 (27.6)	464 (604.8)		4 (33.6)	31 (708.8)	15	229	14	559
小川	午前	3	34	1	5	2 (1.0)	10 (6.8)		0 (3.0)	0 (37.0)	1	13	1	10
	午後	1	15	1	12	1 (2.0)	20 (16.3)		0 (2.6)	0 (22.8)	0	0	3	35
	夜間	0	0	1	3	0 (1.0)	0 (9.0)		1 (2.0)	5 (18.8)	0	0	1	7
	計	4	49	3	20	3 (4.0)	30 (32.1)		1 (7.6)	5 (78.6)	1	13	5	52
花北	午前	1	89	1	14	1 (0.8)	5 (6.8)		1 (2.2)	7 (17.4)	0	0	0	0
	午後	0	0	1	7	0 (1.3)	0 (10.0)		3 (2.0)	44 (28.2)	2	44	0	0
	夜間	0	0	0	0	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (1.2)	0 (7.8)	0	0	0	0
	計	1	89	2	21	1 (2.1)	5 (16.8)		4 (5.4)	51 (53.4)	2	44	0	0
上宿	午前	1	7	1	15	1 (0.8)	11 (2.0)		1 (4.2)	9 (39.0)	4	120	2	19
	午後	0	0	3	24	0 (0.3)	0 (7.0)		1 (2.8)	7 (35.4)	1	12	2	21
	夜間	1	3	1	5	0 (0.0)	0 (0.0)		1 (0.6)	4 (4.2)	2	22	0	0
	計	2	10	5	44	1 (1.1)	11 (9.0)		3 (7.6)	20 (78.6)	7	154	4	40
上水南	午前	1	8	2	23	0 (0.0)	0 (0.0)		1 (3.2)	15 (37.0)	3	22	0	0
	午後	1	9	1	24	0 (0.3)	0 (4.5)		0 (2.0)	0 (24.0)	2	14	1	8
	夜間	0	0	0	0	0 (0.3)	0 (1.5)		1 (1.2)	12 (11.8)	1	6	0	0
	計	2	17	3	47	0 (0.6)	0 (6.0)		2 (6.4)	27 (72.8)	6	42	1	8
小川西	午前	2	18	3	40	1 (0.5)	8 (6.5)		3 (4.0)	26 (39.0)	1	8	1	10
	午後	3	56	4	46	1 (0.5)	7 (3.8)		1 (3.8)	4 (35.2)	3	44	2	17
	夜間	2	25	0	0	0 (1.3)	0 (6.8)		0 (2.6)	0 (21.4)	0	0	1	9
	計	7	99	7	86	2 (2.3)	15 (17.1)		4 (10.4)	30 (95.6)	4	52	4	36
花南	午前	4	80	3	50	0 (0.5)	0 (4.8)		1 (2.6)	11 (31.0)	3	34	3	94
	午後	2	19	5	77	2 (3.3)	25 (37.5)		4 (5.0)	81 (62.2)	3	28	5	69
	夜間	2	16	0	0	1 (3.5)	5 (17.0)		1 (5.4)	16 (76.0)	2	19	2	15
	計	8	115	8	127	3 (7.3)	30 (59.3)		6 (13.0)	108 (169.2)	8	81	10	178
仲町	午前	5	41	2	38	1 (0.3)	13 (6.3)		0 (5.6)	0 (64.8)	2	14	3	24
	午後	2	41	3	48	2 (1.8)	28 (33.0)		1 (3.2)	12 (40.8)	3	19	2	19
	夜間	2	10	1	16	1 (1.8)	22 (28.0)		2 (3.8)	39 (63.4)	1	9	3	28
	計	9	92	6	102	4 (3.9)	63 (67.3)		3 (12.6)	51 (169.0)	6	42	8	71
津田	午前	5	55	2	36	0	0		3	49	2	18	2	37
	午後	5	96	2	14	0	0		3	23	3	43	4	33
	夜間	0	0	1	23	0	0		2	15	0	0	1	11
	計	10	151	5	73	0	0		8	87	5	61	7	81
大沼	午前	2	14	2	22	1 (0.0)	34 (0.0)		2 (5.8)	23 (59.0)	2	39	4	46
	午後	6	67	1	8	3 (2.5)	59 (38.5)		1 (4.0)	8 (32.2)	5	65	6	93
	夜間	3	32	1	2	2 (1.5)	41 (51.3)		0 (1.2)	0 (21.4)	1	10	2	23
	計	11	113	4	32	6 (4.0)	134 (89.8)		3 (11.0)	31 (112.6)	8	114	12	162
鈴木	午前	0	0	1	14	1	12		0	0	0	0	0	0
	午後	0	0	1	7	1	13		3	45	2	9	1	8
	夜間	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	21	2	25		3	45	2	9	1	8



## 小平市公共施設等市民会議（第 2 回）補助資料

（平成 17 年 11 月 19 日 小平第六小学校 多目的室）

1	施設の利用条件等について（近隣市比較）	1
2	体育施設使用料の近隣市比較	5
3	公共施設にかかる経費等一覧（小平市）	6
4	関係法令	7
5	小平市公共施設の設置根拠等	8

## 1 施設の利用条件等について（近隣市比較）

## (1) 公民館

	団体名	使用料	住所要件	備考
1	小平市	有料	市外者も可	市外は減免なし （在勤、在学は市外とみる）
2	東大和市	有料 （社会教育活動以外の目的で使用する場合は無料）	在住・在学・在勤者が半数以上の団体のみ	市内に事業所を持つ企業の内部の会議、私塾の発表会、チャリティコンサートなどの利用の場合は有料
3	東村山市	有料 （教育委員会の承認を受けた社会教育関係団体は無料）	市外者も可	在住・在学・在勤以外は 20%増額
4	東久留米市	有料 （主に在住、在勤、在学者で構成される団体が社会教育活動目的で利用する場合は無料）	ホール以外は在住の市民のみ	市外は 50%割増（ホール）
5	立川市	有料	市外者も可	市外者は減免適用なし
6	国分寺市	有料（本多公民館）	市外者も可	在住・在学・在勤者が半数を超えると有料
		無料（その他の公民館）	在住・在学・在勤者が半数以上	
7	小金井市	無料	代表者が市内在住で構成員の半数以上が市民	

(2) その他集会施設

	団体名	施設名	使用料	住所要件	備 考
1	小平市	地域センター	有料	在住・在学・在勤者が半数以上	市外は減免なし (在勤、在学は市外とみる)
2	東大和市	集会施設 (地区会館・集会所)	原則無料 (学習、集会、レクリエーション以外の目的は有料)	在住者が半数以上	
3	東村山市	集会所 市民センター	有料	市外者も可	市外者に対する料金差なし
		ふれあいセンター	有料	原則として登録団体。	管理運営は地域の市民協議会 利用料は市の他の集会施設等の使用料に準じて算定し、協議会が定め、協議会の収入となる。 18年度から指定管理者制へ
4	東久留米市	地域センター	有料	市外者も可	市外者は料金 50%増
5	立川市	学習等共用施設 (こぶし会館など)	有料	在住者が半数以上	管理運営は地域の人達の手によって行われ、各団体の代表者で組織される管理運営委員会で行われる。
6	国分寺市	地域センター	有料	市外者も可	在住者が半数未満は有料
7	小金井市	市民会館	有料	市外者も可	市民との差なし
		集会所	無料		
8	西東京市	地区会館	無料	申込者が市民(*)	*利用上の規定は地区運営協議会ごとに定める。

(3) 学校施設 (小平市)

実施根拠		対象施設	備考	所管課
小平市学校設備使用条例及び施行規則		市立小・中学校の体育館、教室、校庭	原則有料(1時間単位) 申請は7日前まで	学務課
小平市立学校施設の開放に関する規則	小平市立学校施設の学習・文化開放に関する要綱	小平第六小学校	無料 5人以上	社会教育課
	小平市立学校施設のスポーツ開放に関する要綱	市立小・中学校の体育館、校庭	無料 10人以上	体育課

## (4) 体育施設

	市名	施設名称	施設内容	使用料	住所要件	備考	住所
1	東大和市	市民体育館	第1体育室、第2体育室、第3体育室、トレーニング室、ランニング走路、保育室、更衣室、シャワー室 バレー2面、バスケット2面、バドミントン6面、卓球12台 剣道・空手等1面、柔道・合気道等1面 軽体操等、卓球A・B面各6台				桜が丘2-167-13
2	東大和市	市民プール(屋外)	流水1、25m1、スライダー2				桜が丘2-167-13
3	東大和市	桜が丘市民広場	軟式野球、サッカー、ソフト、少年硬式野球、その他	全面2,400円/2h(サッカー、運動会) A面1,500円/2h(軟式野球) B面 900円/2h(ソフト、ゲートボール)		土、日曜日に限り使用種目を制限	桜が丘2-142-2
4	東大和市	上仲原公園運動施設	テニス4面、野球場1面	野球2,400円/2h テニス 600円/2h			向原1-1
5	東大和市	新堀ゲートボール場	1面	無料	市内の登録団体		新堀3-6-1
6	東大和市	都立東大和南公園	野球1面、テニスコート8面、ゲートボール4面、400mトラック	野球1,200円/1h(平日) 1,500円/1h(土日) テニス 250円/1h ゲートボール、トラックは無料	特になし	ゲートボールは午前中のみ可	桜ヶ丘2-106-2
7	東久留米市	柳窪テニスコート	テニス2面	200円/1h	市内在住・在勤の登録団体登録		柳窪5-9
8	東久留米市	柳泉園グラウンドパーク(柳泉園組合)	テニスコート、野球場(児童用1、一般用1)、室内プール、浴場	野球<一般用>800円/1h(土日祝は1000円) 野球<児童用>500円/1h(土日祝は800円) テニス 250円/1h(土日祝は400円) 室内プール 大人400円/2h(高齢者・小人200円)	テニス、野球場は近隣市在住者のみ(小平市可)	プール、浴場は誰でも可	下里4-3-10
9	東久留米市	白山球場	野球場	600円/1h(市外は900円)	市外の利用も可	市外は登録団体(在住・在勤が半数以上)の抽選終了後の申込み	滝山7-24(白山公園内)
10	東久留米市	西部運動広場	ミニサッカー、ゲートボール他(2,821㎡)	無料	市内在住・在勤の登録団体	無料	滝山5-5
11	東村山市	東村山市運動公園	野球場(一般用1、ソフト用1、少年1)、テニスコート5面、トラック競技場、プール	テニス300円(100)/1h 野球1,300円(400)/1h ソフト 500円(200)/1h トラック 1,800円(600)/1h いずれも夜間は割増 野外プール 200円(50)/2h( )内は中学生以下	市内在住・在学・在勤者のみ		恩多町1-51-1
12	東久留米市	滝山公園	テニスコート2面、野球場	テニス200円/1h(市外は300円/1h) 野球600円/1h(市外は900円)	市外の利用も可	市外は登録団体(在住・在勤が半数以上)の抽選終了後の申込み	滝山2-4(滝山公園内)
13	立川市	泉市民体育館	第1体育室、第2体育室、室内プール、トレーニング室、ランニング走路、研修室	体育室<個人利用> 大人200円/3.5h 小人100円 在住・在勤・在学以外は倍額(団体利用における市外団体も同様) プール 大人400円/2h 小人100円	市外の利用も可	団体利用の場合、全員が在住・在勤・在学でなければ市外扱い	泉町786-11

第2回 補助資料

	市名	施設名称	施設内容	使用料	住所要件	備考	住所
14	国分寺市	戸倉野球場	野球(ソフトボール)1面	1,400円/2h	市民登録団体のみ (けやき運動場は市外も可)	「登録団体」は10人以上の団体で、在住・在学・在勤者が8割以上。	戸倉1-31-1
15	国分寺市	戸倉第一テニスコート	テニスコート2面	800円/2h	市内在住・在勤・在学者及び市民登録団体に限る	「登録団体」は10人以上の団体で、在住・在学・在勤者が8割以上。	戸倉1-31-1
16	国分寺市	戸倉第二テニスコート	テニスコート4面(私コート)	1,600円/2h	市内在住・在勤・在学者及び市民登録団体に限る	「登録団体」は10人以上の団体で、在住・在学・在勤者が8割以上。	戸倉2-5-2
17	国分寺市	室内プール	25m1、幼児用1、体育室AB、会議室、和室	プール 200円/1h 団体利用については在住在勤者以外は倍額	市外の利用も可	個人利用における市外者との差はなし	西恋ヶ窪3-32-6
18	国分寺市	スポーツセンター	第1体育室、第2体育室、軽体操室、フィットネスクラブ、ランニングコース、会議室、和室、クラブ 団体室	個人開放利用 大人300円、小中学生100円 (市外の料金差なし) フィットネスクラブ 一般 300円/1回 中学生100円/1回 (市外の料金差なし) 団体利用 第1体育室 全面6,000円/2.5h 半面3,000円/2.5h 軽体操室 600円/2.5h (小平市民団体は50%割増、その他は倍額)	市外の利用も可	フィットネスクラブを利用する場合は事前の登録必要	小平市上水本町6-22-1
19	国分寺市	本多武道館	競技場(剣道・空手道・卓球・軽体操など)	350円/1h (原則として2時間まで)	市民登録団体のみ	「登録団体」は10人以上の団体で、在住・在学・在勤者が8割以上。	本多2-1-18
20	国分寺市	けやき運動場	野球1面	2,000円/2h (小平市民団体は50%割増、その他は倍額)	市外の利用も可		小平市上水本町6-22-1
21	小金井市	小金井市テニスコート	テニスコート7面	1,600円/2h (市民及び上水南町3丁目、4丁目の小平市民) 2,400円/2h (上記以外の小平市民)	市民および小平市民		小平市上水南町3-12-32
22	小金井市	上水公園運動施設(市営グラウンド)	テニスコート2面、グラウンド2面(野球、サッカーなど)	無料	市民(在勤・在学者を含む)		桜町2-2-31
23	小金井市	公民館緑分館テニスコート	テニスコート1面	無料	代表者が市内在住で構成員の半数以上が市民	所管は公民館	緑町3-2-37
24	小金井市	総合体育館	大体育室、小体育室、柔道場、剣道場、幼児体育室、会議室3、温水プール、トレーニング室、ランニング 走路		市外の利用も可	予約において市民が優先されるが料金上の差なし	関野町1-13-1(小平公園内)
25	小金井市	都立小金井公園テニスコート	野球場1、テニスコート16面、弓道場、サイクリングコース、バーベキュー広場、ドッグラン	野球場1,200円/1h(平日) 1,500円/1h(土日) テニス1,300円/1h	特になし		関野町1丁目13-1



## 2 体育施設使用料の近隣市比較

2時間単位で比較。

	団体名	野球場	テニスコート	プール
1	小平市	1,500～1,700円 (中学生以下600円) 市外は50%増し	1,500円 (中学生以下500円) 市外は50%増し	500円～700円 (中学生50円)
2	東大和市	1,500円～2,400円	600円	300円 (中学生100円)
3	東村山市	2,600円 (中学生以下800円)	600円 (中学生以下100円)	200円 (中学生50円)
4	東久留米市	1,200円 市外は1,800円	400円 市外は600円	
5	柳泉園グラウンドパーク	1,600円 土日は2,000円	500円 土日は800円	400円 (小人200円)
6	立川市	400円～3,200円 市外は倍額	100円 市外は400円	400円 (小人100円)
7	国分寺市	1,400円～2,000円	800円～1,600円	400円
8	小金井市	無料	無料～1,600円	400円 (中学生100円)
9	東京都	2,400円 土日は3,000円	2,600円	

表の料金は、目安です。(同一市であっても個々の施設によって料金は異なることがあります)  
市外利用者、時間帯割増など、全て記載できていません。  
料金は減免適用前の金額です。

3 公共施設にかかる経費等一覧（小平市）

小平市公共施設における経費（間接経費は含まず）

（単位：円）

	施設名	所管課	16年度決算額	施設数	1箇所当たり	収入額	収入率	備考
1	地域センター	市民生活課	194,203,976	17	11,423,763	2,223,492	1.1%	
2	元気村おがわ東	市民生活課	58,712,995	1	58,712,995	21,300	0.0%	
3	図書館	図書館	984,136,082	8	123,017,010	-		「図書館費」全体の額
4	公民館	公民館	429,400,602	11	39,036,418	1,792,100	0.4%	「公民館費」全体の額
5	福祉会館	高齢者福祉課	82,236,191	1	82,236,191	2,830,076	3.4%	集会室以外の経費も含む
6	高齢者館	高齢者福祉課	19,610,079	2	9,805,040	-		
7	障害者福祉センター	障害者福祉課	209,107,526	1	209,107,526	-		集会室以外の経費も含む
8	あおぞら福祉センター	障害者福祉課	210,096,688	1	210,096,688	-		集会室以外の経費も含む
9	児童館	児童課	12,859,961	1	12,859,961	-		
10	平櫛田中館	社会教育課	42,742,090	1	42,742,090	2,881,480	6.7%	
11	ふるさと村	文化財課	27,539,752	1	27,539,752	-		
12	鈴木遺跡資料館	文化財課	6,589,608		1	-		
13	男女共同参画センター	青少年・男女平等	640,559	1	640,559	-		管理は青少年センターで
14	青少年センター	青少年・男女平等	11,025,085	1	11,025,085	-		
15	子ども家庭支援センター	児童課	29,988,000	1	29,988,000	-		
16	総合体育館	体育課	193,828,895	1	193,828,895	54,914,630	28.3%	職員給与は含めず
17	花小金井武道館	体育課	12,316,478	1	12,316,478	3,638,290	29.5%	
18	萩山公園卓球室 (7/1～9/10は閉鎖)	体育課	8,687,769	1	8,687,769	436,595	5.0%	開放日数274日
19	テニスコート	体育課	15,324,123	13	1,178,779	23,243,745	151.7%	
20	グラウンド (萩山、小川、大沼、 天神、小川西、中央)	体育課	74,612,834	6	12,435,472	6,282,020	8.4%	土地借上料（小川 11,353,416円）（大沼 22,267,044円）
21	学校体育館・校庭・教室 (小学校19、第1中学校分)	体育課	19,228,632	20	961,432	-		ｽﾎｰﾙ開放・学習文化開放
22	民間体育施設借用	体育課	200,000					この金額は、スキー大会の会場借上げ費（10万円×2） 備考欄に掲載された民間施設については、利用料金で運営されているため、市の負担はない。 三菱ビルテクノサービス（テニスコート・体育館・グラウンド） 職業能力開発総合大学（テニスコート・体育館） 東京高速道路（テニスコート）
23	ハヶ岳山荘	体育課	9,353,844	1	9,353,844	520,800	5.6%	開放日数126日
24	子どもキャンプ場	体育課	1,251,587	1	1,251,587	-		
25	市民広場 (福祉会館前、花小金井南、小川町2丁目、花小金井4丁目)	体育課	17,406,372	4	4,351,593	-		
26	市民プール (萩山・東部)	体育課	71,342,339	2	35,671,170	12,640,070	17.7%	開放日数 萩山39日、東部44日

## 4 関係法令

	法令	内容
1	社会教育法第3条 (国及び地方公共団体の任務)	国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。
2	社会教育法第5条 (市町村の教育委員会の事務)	市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。 一 社会教育に必要な援助を行うこと。 二 社会教育委員の委嘱に関すること。 三 公民館の設置及び管理に関すること。 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
3	社会教育法第20条 (目的)	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
4	社会教育法第24条 (公民館の設置)	市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない
5	社会教育法第21条 (公民館の設置者)	公民館は、市町村が設置する。 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人(公益法人)でなければ設置することができない。
6	社会教育法第10条 (社会教育関係団体の定義)	この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。
7	社会教育法第44条 (学校施設の利用)	学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。
8	小平市立学校設備使用条例 第2条	学校は、学校教育上支障のない限り、その設備を社会教育その他公共のために利用させることができる
9	図書館法第1条 (この法律の目的)	この法律は、社会教育法の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。
10	図書館法第2条 (定義)	この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。 2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第34条の法人の設置する図書館を私立図書館という。
11	図書館法第10条 (設置)	公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。
12	図書館法第17条 (入館料等)	公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

5 小平市公共施設の設置根拠等

	施設名	所管課	根拠法令等	設置の目的	実施事業
1	地域センター	市民生活課	小平市立地域センター条例	近隣社会における高齢者、児童など市民相互の交流及び市民福祉の向上を図る。 (地域センター条例第1条)	
2	集会室	図書館 ・出張所	小平市立集会室条例	市民相互の交流並びに市民文化の向上を図る。 (集会室条例第1条)	
3	元気村おがわ東	市民生活課	小平元気村おがわ東条例	市民の自主的な活動及び交流の促進並びに市民の福祉の増進を図る。 (元気村おがわ東条例第1条)	
4	図書館	図書館	図書館法第10条 小平市立図書館条例	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。 (図書館法第2条)	
5	公民館	公民館	社会教育法第24条 小平市立公民館条例	市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (社会教育法第24条)	(1)定期講座の開設 (2)討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催 (3)定期講座等の参加者のための保育 (4)公民館事業の広報 (5)利用団体の連絡 (6)公民館の施設、設備及び備品の公共的利用
6	福祉会館	高齢者福祉課	小平市福祉会館条例	市民及び地域社会の福祉増進を図る。 (福祉会館条例第1条)	(1)老人の健康増進及び教養の向上並びに娯楽に関すること。 (2)児童の健全育成に関すること。 (3)母子福祉の増進に関すること。 (4)生活・健康等各種相談に関すること。 (5)地域社会の福祉増進を図るため、集会施設を利用させること。
7	高齢者館	高齢者福祉課	小平市立高齢者館条例	高齢者の福祉の増進を図る。 (高齢者館条例第1条)	
8	障害者福祉センター	障害者福祉課	小平市立障害者福祉施設条例		
9	あおぞら福祉センター	障害者福祉課	小平市立障害者福祉施設条例		
10	児童館	児童課	小平市立児童館条例	健全な遊びを通して、児童の健康を増進し、豊かな情操を養う。 (児童館条例第1条)	(1)児童に対する健全な遊びの指導に関すること。 (2)児童の健全な育成を目的とする行事の実施に関すること
11	市民活動支援センター準備室 (小平元気村おがわ東)	市民生活課	小平市市民活動支援センター準備室の利用等に関する要綱		
12	ルネこだいら	文化振興課	小平市民文化会館条例	市民の芸術文化活動の振興を図る。 (市民文化会館条例第1条)	

利用者の制限		利用上の制限	使用料
住所要件	その他の要件		
在住・在学・在勤が半数以上 (要綱)		高齢者及び児童のための施設は、個人の利用に供するため広く開放するものとする。ただし、夜間時又は市長が特別に認めた場合は、占有して利用することができる。 (条例第6条) (1) 営利を目的。 (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれ。 (3) 管理上支障がある。 (条例第7条)	有料
在住・在学・在勤が半数以上 (要綱)	義務教育終了前の児童又は生徒のみが使用するとき。ただし、主催団体の役員、保護者等の同意書を添付する等、使用上の責任体制が明確である場合は、その限りでない。(要綱)	(1) 営利目的。 (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれ。 (3) 管理上支障がある。 (条例第6条) <使用上の制限> (1) 飲食を主な目的とするもの (2) 長期間連続して使用するもの (3) その他管理上市長が必要と認めるとき。 (施行規則第4条)	有料
在住・在学・在勤が半数以上		(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれ。 (2) 営利を目的とするもの。 (3) 施設、設備等を損傷するおそれ。 (4) 管理上支障があるとき。 (5) ほか、市長が不適当と認めるとき。 (条例第5条)	有料
在住・在勤・通学者及び東村山市、清瀬市、東久留米市又は西東京市の在住者。(条例第6条の2)		(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 利用の目的に違反したとき。 (3) 災害その他の事故により図書館の利用ができなくなったとき。 (4) その他委員会が特に必要があると認めるとき。 <条例第7条>	-
特になし(全くの市外者も利用可) 市外居住者は減免適用なし		(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするものであるとき。 (3) 施設又は設備等を損傷するおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があるとき。 (5) その他委員会が利用を不適当と認めるとき。 <条例第7条>	有料
特になし(全くの市外者も利用可) 市外居住者は使用料で差		(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのあるとき。 (2) 施設又は設備等をき損するおそれのあるとき。 (3) 管理上支障があるとき。 <福祉会館条例第8条>	有料
市内在住者を想定	おおむね60歳以上の者。(市長が特別の理由があると認めると者については、この限りでない) 介助浴室を利用できる者は、虚弱者又は障害者で、介護者がいる場合に限る。 <条例第5条>	(1) 営利目的 (2) 公益を害し風俗を乱すおそれ。 (3) 施設、設備を損傷。 (4) 管理上支障。 (5) その他市長が不適当と認めるとき。 <条例第7条>	-
在住者			-
在住者			-
特になし	(1) 保護者が同伴する乳幼児 (2) 小学校の児童及び中学校の生徒 (3) 市長が特に認めた者 (条例第6条) 事前登録が必要(施行規則)	(1) 施設、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがある。 (2) 秩序を乱し、又は乱すおそれがある。 (3) ほか、管理上支障がある。	-
公益の増進に寄与することを目的として市内で活動する団体。 事前登録必要(要綱)	営利目的、政治的又は宗教的な活動を目的とする団体は不可。 (要綱)	(1) 利用団体の団体活動以外の目的で利用。 (2) 営利を目的とした行為。 (3) 政治的又は宗教的な行為。 (4) 公益を害し、又は秩序を乱すような行為。	-
特になし(全くの市外者も利用可) 市内の社会教育関係団体等は 使用料50%減額		(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれ。 (2) 市民文化会館又は附属設備等を損傷するおそれ。 (3) 管理上支障がある。 (4) その他市長が使用を不適当と認めるとき。	有料

第2回 補助資料

	施設名	所管課	根拠法令等	設置の目的	実施事業
13	総合体育館	体育課	小平市民総合体育館条例	市民の体育、スポーツ及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、もって健康で文化的な市民生活の向上に寄与する。 (総合体育館条例第1条)	
14	体育施設 (武道館、グラウンド、テニスコート、中央公園競技場、卓球室、屋外プール、キャンプ場)	体育課	小平市立体育施設条例	市民の体育、スポーツ、レクリエーションその他の社会体育の振興を図り、もって健康で文化的な市民生活の向上に寄与する。 (体育施設条例第1条)	
15	学校教室・体育館・校庭	学務課	小平市立学校設備使用条例	<開放の根拠> 学校は、学校教育上支障のない限り、その設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。 (学校設備使用条例第2条)	<使用料> ・午前9時から午後5時まで(1時間当たり) 体育館：500円、教室：250円、校庭：250円 ・午後5時から午後9時まで 体育館：1000円、教室500円、校庭250円 夜間照明使用は1時間800円加算
16	学校体育館・校庭 (学校施設開放；スポーツ開放)	体育課	小平市立学校施設の開放に関する規則	<開放の根拠> 生涯学習に係る学習・文化の振興及びスポーツの普及並びに子どもの安全な遊び場の確保のために学校教育に支障のない範囲で学校の施設を市民の利用に供する。	<開放の種類> 第3条 施設の開放は、学習・文化開放及びスポーツ開放並びに遊び場開放の3種類とする。 (規則第3条)
17	小平第六小 (学校施設開放：学習・文化開放)	社会教育課	小平市立学校施設の学習・文化開放に関する要綱	<開放の根拠> 生涯学習に係る学習・文化の振興及びスポーツの普及並びに子どもの安全な遊び場の確保のために学校教育に支障のない範囲で学校の施設を市民の利用に供する。	
18	ふれあい下水道館	下水道管理課	小平市ふれあい下水道館条例	市民が水環境を学び、下水道への理解を深める。 (ふれあい下水道館条例第1条)	
19	平櫛田中館	社会教育課	小平市平櫛田中館条例施行規則	小平市名誉市民、彫刻家平櫛田中翁終えんの館を保存、公開するとともに、平櫛田中翁の作品及びゆかりの美術品等を保管、展示し、もって市民の文化の発展に寄与する。 (平櫛田中館条例第1条)	
20	ふるさと村	文化財課	小平ふるさと村条例	郷土文化の理解、継承及び発展を図る。 (ふるさと村条例第1条)	(1)郷土の歴史、民俗等に関する資料(建造物を含む。)を展示し、一般の見学に供すること。 (2)郷土の生活習慣、芸能、工芸等に関する普及啓発に関すること。 (3)ふるさと村の施設の提供に関すること。
21	鈴木遺跡資料館	文化財課	小平市鈴木遺跡資料館公開要綱		
22	八ヶ岳山荘	体育課	小平市八ヶ岳山荘条例	市民の保健体育、レクリエーションその他教育の振興を図る。 (八ヶ岳山荘条例第1条)	
23	男女共同参画センター	青少年・男女平等	男女共同参画社会基本法第2条第1号 小平市男女共同参画センター条例	男女共同参画社会の形成(男女共同参画社会基本法第2条第1号に規定する「男女共同参画社会の形成」をいう。)の促進を図る。 (男女共同参画センター条例第1条)	(1)男女共同参画社会の形成に係る情報の収集及び提供に関すること。 (2)男女共同参画社会の形成を促進するための施設の提供に関すること。 (3)ほか、目的を達成するために必要な事業
24	青少年センター	青少年・男女平等	小平市青少年センター条例		(1)青少年の団体活動の推進に関すること。 (2)青少年の交流の促進に関すること。 (3)青少年の教養の向上及び文化活動の推進に関すること。 (4)青少年に係る相談に関すること。 (5)青少年の自主的な活動及び交流の場所等の提供に関すること。

利用者の制限		利用上の制限	使用料
住所要件	その他の要件		
(1)小平市の在住・在勤、在学者(以下「市民等」) (2)東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の在住・在学・在勤者 <条例施行規則第4条>	団体としては、市及び委員会その他官公署、委員会が認める市内の連盟及び連盟が加盟する連合組織、ほか委員会が定める条件を満たす団体。 <条例施行規則第4条>	(1)公益を害し、又は風俗を乱すおそれき。 (2)営利を目的とするもの。 (3)施設又は設備等を損傷するおそれ。 (4)管理上支障がある。 (5)ほか、委員会が利用を不適当と認めるとき。	有料
(1)小平市の在住・在勤、在学者(以下「市民等」) (2)東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の在住・在学・在勤者 <条例施行規則第4条>	団体としては、市及び委員会その他官公署、委員会が認める市内の連盟及び連盟が加盟する連合組織、ほか委員会が定める条件を満たす団体。 <条例施行規則第4条>	(1)公益を害し、又は風俗を乱すおそれき。 (2)営利を目的とするもの。 (3)施設又は設備等を損傷するおそれ。 (4)管理上支障がある。 (5)ほか、委員会が利用を不適当と認めるとき。	有料
		(1)政党及びこれに属する団体の集会並びに行事 (2)政治的目的を有する集会及び行事 (3)営利を目的とする集会及び行事 (4)遊宴(学校の儀式に附帯するものを除く。) (5)ほか、教育長が使用を不適当と認めたもの	有料
			-
代表者が市内在住の20歳以上で、利用者の半数以上在住・在学・在勤	社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体で、構成員が5人以上。事前に教育委員会へ登録を行う。(要綱)	(1)特定の政党及びその他政治的活動のための利用。 (2)特定の宗教及びその他宗教的活動のための利用。 (3)営利を目的とした利用。 (4)その他管理上支障があるとき。	-
特になし		<見学の禁止> (1)公益を害し、又は風俗を乱すおそれがある。 (2)施設、設備又は展示資料等を損傷するおそれがある。 (3)その他管理上支障があるとき。	-
特になし		(1)秩序を乱すおそれ。 (2)施設、設備又は資料等を損傷するおそれき。 (3)ほか管理上支障がある。	有料
特になし	(1)火薬類その他危険物を所持する者 (2)他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者 (3)その他管理人支障があると認められる者 (施行規則第6条)	(1)公益を害し、又は風俗を乱すおそれ。 (2)営利を目的とする。 (3)古民家等を損傷するおそれ。 (4)管理上支障がある。 (5)その他委員会が利用を不適当と認めるとき。	-
			-
特になし(全くの市外者も利用可だが、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の在住・在勤、在学者以外は割増)	中学生以下の利用については、20歳以上の者の引率を必要。	(1)秩序を乱すおそれ。 (2)営利目的。 (3)施設又は設備等を損傷するおそれ。 (4)管理上支障があるとき。 (5)その他委員会が利用を不適当と認めるとき。	有料
市内において男女共同参画社会の形成を目的とした活動する団体。(個人の場合は市外でも可)	団体は事前登録必要 (施行規則)		-
特になし	(1)青少年及びその保護者 (2)青少年の健全な育成に関する活動を行っている団体 (3)ほか、市長が特に認めたもの	(1)施設、設備等を損傷し、又は損傷するおそれ。 (2)秩序を乱し、又は乱すおそれ。 (3)ほか、管理上支障がある。 <条例第6条>	-





## 小平市公共施設等市民会議（第3回）補助資料

（平成17年12月17日 小平元気村おがわ東 第2会議室）

第2回市民会議で出された課題に対する資料です。

## 1 他団体による公共施設許可および使用料の状況

## 平成16年度 行政財産使用許可状況（抜粋）

	施設名称	使用内容	使用者	年間使用料	備考
1	各地域センター内	自動販売機	小平市社会福祉協議会	-	
2		公衆電話	小平市職員互助会	-	
3	学園西町地域センター内	国際交流協会事務室	小平市国際交流協会	810,192	
4	上水新町地域センター内	パネル等	小平市民憲章推進協議会	-	
5	大沼地域センター	電話ボックス	東日本電信電話（株）東京支店長	5,136	
6	小平元気村おがわ内	精神障害者社会復帰施設	社会福祉法人ときわ会	-	
7		精神障害者社会復帰施設	心身障害者通所授産施設 おだまき	-	
8		事務室・更衣室・駐車場	小平市シルバー人材センター	-	
9	市民文化会館	喫茶室、自動販売機	（株）グリーンハウス	4,511,016	
10		事務室	財団法人 文化振興財団	-	
11	総合体育館内	委託業者用控室、倉庫、備品等	（株）オーチュー	-	
12		自動販売機、通信回線配管等	小平市体育協会	-	
13	総合体育館、萩山公園等	自動販売機、休憩室等	小平母子寡婦福祉会	-	
14	公園内管理事務所、総合体育館	公衆電話	小平市職員互助会	-	
15	市民広場	身障者用電話ボックス	東日本電信電話（株）東京支店	-	
16	上水テニスコート内	自動販売機	小平市社会福祉協議会	-	
17	天神テニスコート	自動販売機	小平市体育協会	-	
18	小川西グラウンド	自動販売機	小平市体育協会	-	
19	萩山公園プール	自動販売機	小平肢体不自由児者母の会	-	
20	西部・東部出張所、各図書館内	自動販売機・公衆電話	小平市職員互助会	-	
21	中央図書館内	郵便ポスト	小平郵便局	-	
22	仲町図書館内	交通規制用資器材収納倉庫	小平警察署	-	
23		消防団備品収納庫（北側駐車場内）	小平市防災対策課	-	
24	中央公民館内	喫茶コーナー他	小平母子寡婦福祉会	-	
25		委託業者用控室等	協栄ビルメンテナンス（株）	-	
26		大気汚染監視用（屋上）	東京都	-	
27	各公民館内	公衆電話	小平市職員互助会	-	
28	仲町公民館	郵便差出箱	小平郵便局	-	
29	旧小川公民館	2階和室	小平市社会福祉協議会	-	
30		2階事務室、会議室、ホール	特定非営利活動法人 あかね会	-	
31	ふるさと村敷地内	公衆電話ボックス	東日本電信電話（株）東京支店	-	
32		自動販売機（ふるさと村敷地）	小平市社会福祉協議会	-	

第3回 補助資料

	施設名称	使用内容	使用者	年間使用料	備考	
33	小平市福祉会館内	事務室、相談室、倉庫	小平市社会福祉協議会	-		
34		学習室、倉庫、自動販売機、物品庫等	小平市シルバー人材センター	-		
35		事務所	小平市歯科医師会	119,832		
36		事務室	小平市歯科医師会	-		
37		福祉会館駐車場、建物	(株) やさしい手	868,344	ほか光熱水費957,150円あり。	
38		売店、物品保管所、倉庫	小平肢体不自由児者母の会	-		
39		こだいら就職情報室	立川公共職業安定所	-		
40		ショーウィンドウ等	社会福祉法人 黎明会澄水園	-		
41		公衆電話・自動販売機	小平市職員互助会	-		
42		健康福祉事務センター	公衆電話	職員互助会	-	
43			自動販売機	小平手をつなぐ親の会	-	
44	屋上(屋上緑化)		小平市園芸組合	-		
45	障害者福祉センター	自動販売機・公衆電話	小平市社会福祉協議会	-		
46	あおぞら福祉センター	掲示板	鈴木町1・2丁目自治会	-		
47		郵便差出箱	小平郵便局	-		
48	リサイクルセンター内	自動販売機	小平市社会福祉協議会	-		
49	リサイクルセンター・リブレこだいら内	粗大ゴミ展示施設・駐車場	シルバー人材センター	-		
50	下水道管理センター	自動販売機	小平市職員互助会	-		
51	建設事業所内	電話ボックス	東日本電信電話(株)東京支店長	6,540		
52	給食センター	自動販売機0.63㎡	(株)グリーンハウス	6,144		
53	本庁舎	ATMコーナー敷地 8.32㎡、空調室外機0.23㎡、電柱1本。	小平郵便局	46,182	電気料は、月々検針	
54		郵便差出箱 0.19㎡	小平郵便局	-		
55		公衆電話ボックス敷地内2台(うち1台身障者用は免除)	東日本電信電話(株)東京支店長	6,612		
56		6階事務所・地下2階倉庫・庁舎立体駐車場及び備品	小平市職員組合	-	電気料は月々検針(12年度より)	
57		ATMコーナー敷地 12.46㎡ 電柱1本	(株)りそな銀行	67,626	電気料は月々検針	
58		たばこ自動販売機(1階・6階)	小平市シルバー人材センター	-		
59		自動証明写真機敷地 1.2㎡	(株)東京富士カラー	-	他に光熱水費及び管理協力金あり。	
60		地下1階物品庫及び備品類	(株)一夢堂 多摩営業部	-		
61		6階食堂・売店及び備品1、6階自動販売機コーナー、1~7階公衆電話、地下2階倉庫	小平市職員互助会	-	他に光熱水費あり。	
62		地下1階中央監視室、5階電話交換室等	富士建物管理(株)	-		
63	5階印刷室	日本複写工業(株)				

## 2 災害時における公共施設活用

(生活文化部防災安全課に確認)

	施設名	災害時の活用		施設名	災害時の活用
1	市役所本庁舎	災害対策本部、物資集積所	18	平櫛田中館	(未指定)
2	出張所	(未指定)	19	ふるさと村	(未指定)
3	東部市民センター	避難所(集会・会議室のみ)、物資集積所	20	鈴木遺跡資料館	(未指定)
4	西部市民センター	避難所(集会・会議室のみ)、物資集積所	21	総合体育館	避難所、物資集積所
5	地域センター	避難所	22	中央公園競技場	広域避難場所
6	小平元気村おがわ東	いっとき避難場所、避難所、防災連絡所	23	中央公園テニスコート	広域避難場所
7	児童館	(未指定) 避難所利用を検討中	24	中央公園グラウンド	広域避難場所
8	健康センター	応急救護施設	25	グラウンド (小川、小川西、萩山 大沼、天神)	いっとき避難場所(小川・大沼を除く)
9	福祉会館	避難所、ボランティアセンター	26	テニスコート (天神、上水公園)	(未指定)
10	高齢者館 (ほのぼの館、さわやか館)	(未指定) 避難所利用を検討中	27	子どもキャンプ場	(未指定)
11	障害者福祉施設 (障害者福祉センター、 あおぞら福祉センター)	避難所	28	市民プール (萩山・東部公園)	(未指定)
12	市民文化会館	(未指定)	29	花小金井武道館	(未指定)
13	図書館(中央館)	(未指定)	30	萩山公園卓球室	(未指定)
14	図書館(地区館)	(未指定)	31	市民広場 (小川2丁目、福祉会館前 花小金井南、花小金井4丁目)	(未指定)
15	公民館(中央館)	避難所	32	小学校	いっとき避難場所、避難所、防災連絡所
16	公民館(分館)	避難所	33	中学校	いっとき避難場所、避難所
17	ふれあい下水道館	(未指定)			

近隣市の施設を含めた配置マップについては、市報(平成17年2月20日特集号)に掲載されています。多摩地域では、近隣市における相互協力体制のための協定が結ばれています。



## 第3回公共施設等市民会議検討事項

## 利用の制限・利用方法に関する検討

1	利用条件について	3
(1)	住所要件に関する規定	3
Q1	「市外者」の利用を制限する必要があるか	3
Q2	「無料施設」に関してだけは住所要件をつけることは適当か	3
Q3	在勤・在住者は在住者と同じ扱いとするか	3
Q4	有料施設の場合、「市外者」と「市内者」で使用料に差をつけるべきか	3
(2)	年齢要件に関する規定	4
Q1	若年者の利用制限は妥当か	4
(3)	最少利用人数に関する規定	4
Q1	「多くの人に使ってもらおう」という観点から何らかの制限は必要か	5
Q2	利用されないよりは1人であっても貸し出した方がよいか	5
Q3	使用料を負担してもらえらば1人でもかまわないか	5
(4)	利用回数に関する規定	5
Q1	多くの人に使ってもらうために回数制限は適当か	6
(5)	利用単位について	6
Q1	現在の利用単位を見直す必要はあるか	6
Q2	入替時間(「午前」と「午後」の間の1時間など)は必要か	6
2	利用目的・活動内容について	6
(1)	利用団体の会費等に関する規定	6
Q1	「私塾」の利用制限は必要か	6
Q2	月会費2千円以下は妥当な基準か	7
Q3	入場料をとることは「営利目的」として制限されるべきか	7
Q4	販売行為は全て「営利目的」として禁止されるべきか	7
3	申込方法等について	7
(1)	電話予約について	7
Q1	電話予約よりも来館申込みを優先すべきか	7
Q2	電話予約を認めた場合、「とりあえず」予約が横行する不安はないか	7
(2)	初日受付の方法について	8
Q1	先着順と抽選の整理は必要か	8
Q2	朝並べない人への配慮は必要か?	8
4	開館日・開館時間について	8

第 3 回 検討項目

(1) 開館日・開館時間の見直し .....	8
Q1 現在の開館日、開館時間を見直すべき具体的な施設はあるか .....	8
Q2 開館するかどうかの判断基準は何が適切か .....	8
Q3 年未年始の閉館（休業）期間は統一すべきか .....	9
5 その他 .....	9
(1) 飲食およびごみの持ち帰りについて .....	9
Q1 飲食の制限は必要か .....	9
Q2 ごみの持ち帰りは当然か .....	9

## 1 利用条件について

## (1) 住所要件に関する規定

参考) 現在の取扱い

	施設名	市外者の利用	「市内」の判断基準	備考
1	総合体育館会議室 ルネこだいら		在住・在学・在勤が半数以上	市外の場合は使用料を割増
2	福祉会館		団体事務局の所在地による。 (事務局がない場合は申請者の住所で判断)	市外の場合は使用料を割増
3	高齢者館	×	基本的には、市内在住を想定	
4	公民館		在住が半数以上 在勤は「市外者」	市外団体(市外者が半数以上)は減免なし。市外の団体に対しては、地元市の施設を利用するよう指導。
5	地域センター 集会室 元気村おがわ東	×	在住・在学・在勤が半数以上	
6	障害者施設	×		
7	第6小学校	×	代表者が市内在住の20歳以上で、利用者の半数以上が在住・在勤・在学	使用料が無料であるため、市外団体の利用を認めることは適当ではない。
8	体育施設		在住・在学・在勤が半数以上 北多摩の4市は市民と同じ扱い	市外の場合は使用料を割増(プールは同じ料金)

Q1 「市外者」の利用を制限する必要があるか

参考) 小金井市の集会施設に関しては、「窓口において在住かどうかを厳格に審査することは適当ではない」として、住所要件を設けていない。

Q2 「無料施設」に関してだけは住所要件をつけることは適当か

Q3 在勤・在住者は在住者と同じ扱いとするか

Q4 有料施設の場合、「市外者」と「市内者」で使用料に差をつけるべきか

手法としては、割増料金と減免制度の適用外など

第4回「使用料・減免制度」の議題へ

(2) 年齢要件に関する規定

参考) 現在の取扱い

	規定内容	該当施設
1	小学生 4 年生以下は保護者が必要	地域センター 元気村おがわ東
2	高校生が部屋を利用する場合は保護者が申請する	地域センター
3	義務教育中の者は主催団体の役員または保護者が必要 主催団体の役員、保護者等の同意書があれば可	集会室
4	未成年者の夜間使用は大人の付き添いが必要	集会室
5	小中学生（義務教育中）は親の承諾書が必要 高校生の制限はなし	公民館
6	中学生以上	障害者施設
7	学齢未満の者が利用する場合は、親その他成年に達した 保護者の同伴が必要 中学生以下の者のみ場合は、愛のチャイムが鳴るまで	総合体育館
8	小学生は愛のチャイム、中学生は午後 6 時、高校生は 午後 7 時まで 中・高校生は保護者、大人、指導者の同伴があれば 午後 9 時まで可	青少年センター
9	利用は、おおむね 60 歳以上（主たる利用者が高齢者） 幼児コーナーは、保護者が同伴する乳幼児 子どもひろばは、小学生及び中学生	高齢者館
10	年少者の利用については、当初から想定していなため、規定もない。	福祉会館 第 6 小学校

Q1 若年者の利用制限は妥当か

- ・ 高校生が部屋を利用する場合は保護者が申請する（地域センター）
- ・ 高校生だけの利用は午後 7 時まで（青少年センター）
- ・ 未成年者の夜間使用は大人の付き添いが必要（集会室）

(3) 最少利用人数に関する規定

参考) 現在の取扱い

	規定内容	施設名	備考
1	制限なし	障害者施設 ルネこだいら	
2	2 人以上	総合体育館会議室	「個人」か「団体」かを区分する意味で 2 人以上



3	5人以上	地域センター 集会室 元気村おがわ東	1週間前の時点で予約のない部屋は5人未満(3人)でも可
		公民館	当日に5人未満となった場合は可
		第6小学校	登録団体への貸出しのため、当日の利用人数は不問
		福祉会館 高齢者館	

Q1 「多くの人に使ってもらう」という観点から何らかの制限は必要か  
 「密室に2人では問題がある」という理由から、3人以上という考えもある

Q2 利用されないよりは1人であっても貸し出した方がよいか

Q3 使用料を負担してもらえらば1人でもかまわないか

(4) 利用回数に関する規定

参考) 現在の取扱い

	原則	該当施設	規定根拠	備考	稼働率
1	回数制限なし	福祉会館	規則	3日を超える連続使用は不可	62.4%
		ルネこだいら			72.3%
		第6小学校	なし	できるだけ1週1部屋3時間を1単位として、月3単位までをお願いしている	13.7%
2	1週4単位	総合体育館会議室		連続使用は2日まで	14.3%
3	月5回	障害者施設			15.2%
4	1週・1部屋・1単位	公民館分館 (一般団体)			48.4%
5	1週・1部屋・1単位で 月2単位まで	中央公民館(*1) 公民館分館 (定期登録団体)		1週間前で空いていれば、さらに利用可(定期登録団体は一般団体よりも早く予約を入れられる)	
6	月2回・2単位	地域センター	要綱	1週間前で空いていれば、さらに利用可	51.3%
		集会室	要綱		26.6%
		元気村おがわ東			
		高齢者館		1週間前で空いていれば、さらに利用可(但し、月4回まで)	31.7%

稼働率は平成15年度実績。

(\*1) 中央公民館のホールは月1回2単位、ギャラリーは月1回まで。(1週間まで連続使用可)

Q1 多くの人に使ってもらうために回数制限は適当か

(5) 利用単位について

Q1 現在の利用単位を見直す必要はあるか

参考) 施設関係の現状については「補助資料(第1回)」13頁を参照)  
 体育施設については、個人利用...原則1時間(プールは2時間)、団体利用...2時間  
 学校施設使用条例に基づく利用については、1時間単位

Q1-S1 貸出し単位を1時間とすることで利用率が向上するか  
 連続使用による2時間あるいは3時間利用は可能とする

Q2 入替時間(「午前」と「午後」の間の1時間など)は必要か

2 利用目的・活動内容について

(1) 利用団体の会費等に関する規定

参考) 現在の取扱い

区分	規制内容	該当施設
趣味・親睦団体等に対する基準	月会費が2千円を超えないこと	地域センター 元気村おがわ東
	月会費が2千円を超えると、「有料団体」扱い(利用は可能)	公民館
	入会金の徴収は不可	
	材料費程度なら可(授業料、会費の徴収は不可)	集会室
	会費等の制限なし	福祉会館
活動行為に対する基準	入場料をとる場合は有料(資料代等の実費は減免可)但し、2千円を超える入場料等は不可	公民館
	販売・PR活動は不可	集会室
	館内での販売行為がないこと	
	不特定多数への販売等	

Q1 「私塾」の利用制限は必要か  
 使用料を負担すれば利用できるという考えはどうか

Q1-S1 「私塾」はどのように判別するか  
 過度のチェックは市民活動を妨げるおそれ

## Q2 月会費2千円以下は妥当な基準か

誰もが参加できるために上限が必要か、活動内容が制約されるため緩和・撤廃が必要か  
参考) 他市は金額の制限を設けていない

## Q3 入場料をとることは「営利目的」として制限されるべきか

講師謝礼や機材のレンタル料などに充当し、主催団体の収益とならない場合もあるが

## Q4 販売行為は全て「営利目的」として禁止されるべきか

公共施設に関しては、「営利目的」での使用を禁止しているため、施設内で商品を販売する行為は許可されていない。

例えば、集会や学習会を開催した際に、会場で環境施策や障害者施策などに貢献する商品(生ごみ処理器や、福祉関連の自立支援用品など)を販売することもやはり許されない行為となるか。

## 3 申込方法等について

## (1) 電話予約について

参考) 現在の取扱い

	施設名称	電話予約	備考	予約から本申請までの期間
1	障害者施設			当日利用開始まで
2	福祉会館		初めての利用時だけは不可	利用日の3日前まで
3	公民館		翌月分の初日受付は13:00から	予約日から1週間以内
4	第6小学校		最近電話予約を開始した	近日中
5	地域センター 集会室 元気村おがわ東	×	空室の確認はOK	
6	高齢者館 総合体育館 ルネこだいら	×		

## Q1 電話予約よりも来館申込みを優先すべきか

## Q2 電話予約を認めた場合、「とりあえず」予約が横行する不安はないか

電話予約の場合、キャンセルしても取消料がとれない

(2) 初日受付の方法について

参考) 現在の取扱い

	施設名	開始時間	初日受付の方法	受付開始日	例外
1	福社会館	8:30	先着順	6 月前の初日	
2	ルネこだいら	13:00	13:00 に来館した人を対象に、協議又は抽選	6 月前の初日	市外は 6 月前の 15 日 13:00 から
3	総合体育館 (会議室)	9:00	先着順	3 月前の初日	市外は 2 月前から
4	障害者施設	8:30	先着順	利用日の 3 月前	
5	地域センター 元気村おがわ東	8:30	8:30 までに集まった団体で抽選	前月の初日	
6	公民館	9:00	9:00 ~ 9:30 の受付分で協議・抽選 電話予約は午後 1 時以降	前月の初日	公的機関及び定期使用団体は 2 月前
7	高齢者館	9:00	先着順	前月の初日	高齢クラブ* 主催の年中行事は 2 月前
8	集会室 第 6 小学校	8:30	先着順	前月の初日	

Q1 先着順と抽選の整理は必要か

Q2 朝並べない人への配慮は必要か？

4 開館日・開館時間について

(1) 開館日・開館時間の見直し

Q1 現在の開館日、開館時間を見直すべき具体的な施設はあるか  
(現状については「補助資料(第1回)」14頁~15頁を参照)

Q2 開館するかどうかの判断基準は何が適当か

費用対効果(利用率など)をもとに判断するべきか

Q3 年末年始の閉館（休業）期間は統一すべきか  
（現状については「補助資料（第 1 回）」16 頁を参照）

## 5 その他

(1) 飲食およびごみの持ち帰りについて  
（現状については「補助資料（第 1 回）」11 頁を参照）

Q1 飲食の制限は必要か

Q2 ごみの持ち帰りは当然か

参考)ルネこだいらは、催しの際に出たごみについて、窓口で有料のごみ袋を買い、その袋に捨てることが可能。



小平市公共施設等市民会議（第 4 回）補助資料

（平成 18 年 1 月 21 日 小平元気村おがわ東 第 2 会議室）

第 1 章 広域行政・連携協力に関すること	2
1 小平市における現状（小平市に係るもの）	2
(1) 協議会	2
(2) 協定に基づくもの	2
(3) 事実上の協議会等	3
(4) 一部事務組合	4
2 多摩地域の市町村における公共施設の相互利用状況	5
第 2 章 施設の使用状況に関すること	6
1 公共施設の利用状況	6
(1) 利用経験（アンケート結果から）	6
(2) 小平市における公共施設利用実績	6
2 有料使用の状況（平成 16 年度実績）	7
(1) 地域センター	7
(2) 公民館	7
(3) 施設使用料単価の他市比較	8

第1章 広域行政・連携協力に関すること
---------------------

## 1 小平市における現状（小平市に関係するもの）

## (1) 協議会

名 称	概 要
多摩北部都市広域行政圏協議会 (5市)	多摩北部地域における広域行政の推進を図るため、広域行政圏の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行う 小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市・西東京市
広域連携サミット (9市)	日常生活圏及び地域経済圏の拡大に対応するため、近隣自治体の首長が共通の政策課題について意見交換を行うとともに、その成果を生かして自治体の交流・連携を促進する 小平市・立川市・昭島市・日野市・国分寺市・国立市・福生市 東大和市・武蔵村山市

## (2) 協定に基づくもの

	名 称	概 要
1	震災時等の相互応援に関する協定書	協定を締結した東京都26市3町1村の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行する 東京都市長会を組織する市、東京都町村会を組織する町村
2	災害時における相互応援に関する協定書	大規模な災害が発生し、被災市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合における相互応援 小平市・狭山市
3	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	災害が発生した場合、市民がそれぞれ指定する避難場所を相互利用する 小平市・立川市
4	姉妹市町災害時相互応援に関する協定書	一方に大規模災害が発生した場合、相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する 小平市・小平町
5	管外宿泊施設の相互利用に係る協定書	青少年の健全な育成、市民の健康の増進及びレクリエーション活動に資する 小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市・西東京市
6	市立図書館の広域利用	関係市の市民の自主的学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与する 市立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図る 小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市・西東京市
7	体育施設の広域利用 平成17年7月～	青少年の健全な育成、市民の健康の増進及びレクリエーション活動に資する 小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市・西東京市 (東村山市、清瀬市の体育施設については、もともと住所要件による利用料金の差はなかった)



## (3) 事実上の協議会等

	名 称	概 要
1	東京都三多摩地区消防運営協議会	消防事務委託に伴う三多摩地区の常設消防の運営に関する消防計画について知事に意見を具申し、当該地区における消防行政の円滑な運営と消防力の強化を期する 消防事務を委託した市町村
2	多摩川流域下水道北多摩一号処理区協議会	多摩川流域下水道北多摩一号処理区事業の円滑な運営を図る 小平市・立川市・府中市・小金井市・東村山市・国分寺市
3	多摩川流域下水道促進協議会	多摩川の汚濁を防止し、生活環境の整備を図るため、多摩川流域下水道の建設促進にかかる事業を行う 関係市町
4	野火止用水保全対策協議会	野火止用水の歴史環境保全等の促進をはかるために必要な協議・調整を行う 小平市・立川市・東大和市・東村山市・東久留米市・清瀬市
5	東京河川改修促進連盟	東京都内の河川の氾濫、溢水による災害を防除して住民の福祉を増進するため、河川改修事業の早期達成を要望し、その実現に協力する 目的に賛同する特別区、市、町、村
6	東京都道路整備事業推進大会	東京の広域化する交通混雑の緩和や安全で快適なまちづくりに資するため、道路、橋梁、鉄道連続立体交差等の整備及び公共交通を充実させる都市モノレール等の整備の推進を図る 特別区、市、町、村
7	三多摩上下水及び道路建設促進協議会	三多摩地区の上下水道及び道路建設促進を図る 三多摩地区
8	三鷹・立川間立体化複々線促進協議会委員	中央線の立体化複々線を促進するとともに、本事業によってもたらされる、地域社会の開発、住民福祉の向上等の地域振興を図り、合わせて青梅線及び五日市線の輸送力増強や都心への直通を図る 主旨に賛同した市町村
9	多摩地域都市モノレール等建設促進協議会	多摩地域の都市モノレール等の建設を促進し、南北交通結節機能の強化を図ることにより公共交通機関の不足を補うとともに自立的都市圏の確立と、地域社会の開発及び住民の福祉の向上を図る 主旨に賛同した市町村
10	東京都市公平委員会関係団体協議会	規約に定める事項その他東京都市公平委員会に関する重要な事項を協議する 東京都市公平委員会共同設置団体
11	東京電子自治体共同運営協議会	電子自治体構築に向けた共同運営についての検討 23区、25市（東大和市を除く）、3町（瑞穂町・日の出町・奥多摩町）

(4) 一部事務組合

	名 称	概 要
1	多摩六都科学館組合 (5市)	圏域住民の生涯学習の推進を図り、圏域の文化の振興に寄与するために、多摩六都科学館の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する 小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市・西東京市
2	東京市町村総合事務組合 (26市、5町、8村)	組織市町村の非常勤消防団員等の損害補償等、住民の交通災害共済事業、共同で実施する職員の研修、東京自治会館の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する
3	小平・村山・大和衛生組合 (3市)	ごみ処理施設の設置及び運営、廃棄物の、ごみ処理施設から最終処分場までの運搬に関する事務を共同処理する 小平市・東大和市・武蔵村山市
4	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 (25市、1町)	一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための最終処分場の設置及び管理に関する事務、一般廃棄物の焼却残さ等の処理を広域的に行う事業に関する事務を共同で処理する
5	湖南衛生組合 (5市)	し尿処理場の建設及び運営に関する事務を共同で処理する 武蔵野市・小金井市・小平市・東大和市・武蔵村山市
6	昭和病院組合 (8市)	組織市住民の健康を保持するため、公的医療機関としての病院の設置及び管理に関する事務、関連する保健衛生事務を共同処理する 小金井市・小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市・東大和市・武蔵村山市・西東京市
7	東京都十一市競輪事業組合 (11市)	自転車競技法の規定による自転車競走を行うため、自転車競走に関する調査及び情報に関する事務等を共同処理する 八王子市・武蔵野市・青梅市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市
8	東京都四市協定事業組合 (4市)	モーターボート競走法の規定によるモーターボート競走を行うため、モーターボート競走に関する調査及び情報に関する事務等を共同処理する 小平市・日野市・東村山市・国分寺市

## 2 多摩地域の市町村における公共施設の相互利用状況

公共施設の相互利用の取組状況（財団法人東京市町村自治調査会調べ：平成16年10月時点）

	市町村	施設の種類	連携している市町村
1	八王子市	図書館	相模原市、相模湖町、藤野町
			相模湖町及び藤野町からは、スポーツ施設の利用の提供を受けている
2	武蔵野市	図書館	三鷹市、小金井市、西東京市
		宿泊施設	
		文化施設	
		スポーツ施設	
3	三鷹市	図書館	武蔵野市、調布市、小金井市、西東京市、世田谷区、杉並区
		宿泊施設	武蔵野市、小金井市、西東京市
		文化施設	
		スポーツ施設	
4	青梅市	図書館	福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
5	府中市	図書館	国分寺市、稲城市
6	調布市	図書館	三鷹市、狛江市
7	町田市	図書館	相模原市
		宿泊施設	
8	小金井市	図書館	武蔵野市、三鷹市、西東京市
		宿泊施設	
		文化施設	
		スポーツ施設	
9	小平市	図書館	東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
		宿泊施設	
10	日野市	図書館	多摩市
11	東村山市	図書館	小平市、東大和市、清瀬市、東久留米市、西東京市
		宿泊施設	小平市、清瀬市、東久留米市、西東京市
12	国分寺市	図書館	府中市、国立市
13	国立市	図書館	国分寺市
14	福生市	図書館	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
15	狛江市	図書館	調布市
16	東大和市	図書館	東村山市
17	清瀬市	図書館	小平市、東村山市、東久留米市、西東京市
		宿泊施設	
18	東久留米市	図書館	小平市、東村山市、清瀬市、西東京市、埼玉県新座市
		宿泊施設	小平市、東村山市、清瀬市、西東京市
19	多摩市	図書館	日野市、稲城市
20	稲城市	図書館	府中市、多摩市
21	羽村市	図書館	青梅市、福生市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
22	あきる野市	図書館	青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
23	西東京市	図書館	武蔵野市、三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市
		宿泊施設	
		文化施設	
		スポーツ施設	
24	瑞穂町	図書館	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町
25	日の出町	図書館	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、檜原村、奥多摩町
26	檜原村	図書館	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町
27	奥多摩町	図書館	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村

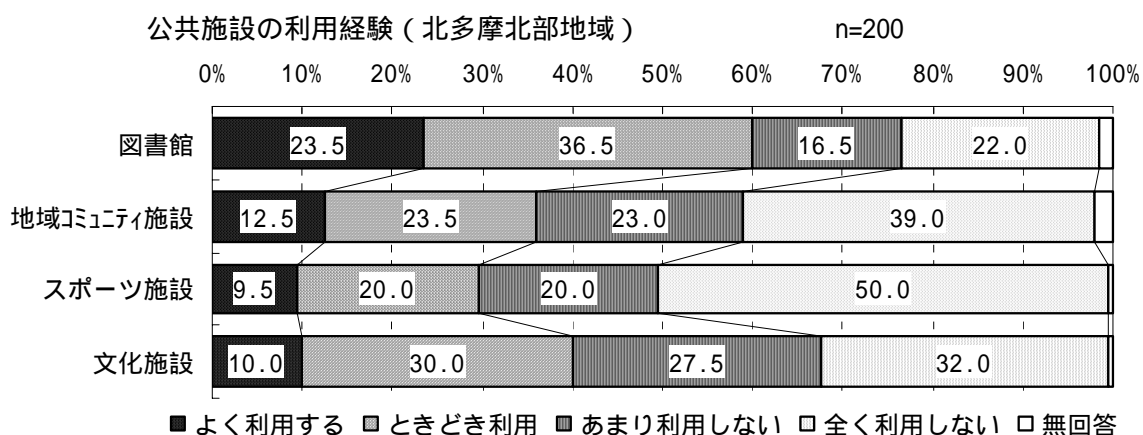
注）上記表のすべての取り組みが、連携している市町村相互において同条件の利用が可能というわけではなく、利用料金や予約の時期などに差異をつけているものもあります。

第 2 章 施設の使用状況に関すること

1 公共施設の利用状況

(1) 利用経験 (アンケート結果から)

平成 16 年 10 月に (財) 東京市町村自治調査会が多摩地域 30 市町村に住む 15 歳以上の人に対して公共施設に関するアンケート調査を行っています。その資料データをみると、公共施設のうち、「地域コミュニティ施設」(コミュニティセンター、集会所など)、「スポーツ施設」に関しては、「図書館」、「文化施設」(美術館、博物館、資料館、芸術ホールなど)と比べると、“利用していない”人の比率が高いことがうかがえます。



出典「多摩地域の公共施設に関する調査報告書」平成16年12月(財)東京市町村自治調査会

(2) 小平市における公共施設利用実績

平成 16 年度の利用者数は以下のようになっています。なお、「一人あたりの年間利用回数」については、前掲のアンケートにおける地域コミュニティ施設の利用経験データをもとに、「あまり利用しない」、「全く利用しない」と回答している人の割合を調整して算出したものを参考として示しました。

施設名	年間利用者数	一人あたり年間利用回数	一人あたり年間利用回数	一人あたり年間利用回数
地域センター	774,433	4.32 回	7.33 回	12.0 回
福社会館 (集会室)	219,271	1.22 回	2.07 回	3.4 回
公民館	444,965	2.48 回	4.21 回	6.90 回
合計	1,438,669	8.03 回	13.6 回	23.1 回

公民館の人数には、公民館まつり、中央公民館ギャラリーの入場者数を含まれない。

一人あたり年間利用回数は「年間利用人数 ÷ 179107」(外国人を含む平成 16 年 4 月 1 日の人口を使用。)

一人あたり年間利用回数は「年間利用人数 ÷ 105673」(人口 × 59.0%) (「全く利用しない」を除外)

一人あたり年間利用回数は「年間利用人数 ÷ 64479」(人口 × 36.0%) (「あまり、全く利用しない」を除外)

## 2 有料使用の状況（平成16年度実績）

## (1) 地域センター

地域センター名	A:年間利用件数	B:左のうち有料件数	有料率 (B÷A)	C:使用料収入	D:維持管理費 (16年度決算額)	収入率 (C÷D)
鈴木	2,318	108	4.7	107,800	11,977,835	0.9%
大沼	1,764	85	4.8	81,700	10,838,854	0.8%
上水新町	2,246	114	5.1	113,600	10,369,023	1.1%
中島	1,729	45	2.6	44,500	10,713,896	0.4%
天神	2,640	82	3.1	81,500	13,583,868	0.6%
上水本町	2,138	56	2.6	55,600	11,119,265	0.5%
小川西町	2,493	123	4.9	121,500	12,680,701	1.0%
学園東町	2,578	205	8.0	191,100	11,000,982	1.7%
花小金井北	2,061	93	4.5	92,100	11,543,893	0.8%
小川東町	1,703	35	2.1	37,600	10,436,327	0.4%
御幸	1,798	86	4.8	77,400	10,963,491	0.7%
喜平	1,066	7	0.7	7,200	11,120,534	0.1%
小川東第2	1,706	139	8.1	153,500	11,335,863	1.4%
学園西町	2,414	64	2.7	70,400	12,685,347	0.6%
小川西町中宿	1,436	74	5.2	76,200	10,978,059	0.7%
美園	2,323	68	2.9	74,000	11,504,106	0.6%
花小金井南	1,103	27	2.4	27,600	11,306,175	0.2%
合計	33,516	1,411	4.2	1,413,300	194,158,219	0.7%

## (2) 公民館

公民館名	A:年間利用件数	B:左のうち有料件数	有料率 (B÷A)	減免率 (1-B/A)	C:使用料収入	D:維持管理費 (14年度データ*)	収入率* (C÷D)
中央	10,438	325	3.1	96.9	689,000	53,971,855	1.3%
小川	2,098	38	1.8	98.2	46,600	5,212,174	0.9%
花小金井北	1,400	35	2.5	97.5	47,200	4,221,783	1.1%
上宿	1,917	3	0.2	99.8	4,500	5,759,522	0.1%
上水南	1,971	19	1.0	99.0	25,400	5,572,710	0.5%
小川西	2,822	67	2.4	97.6	86,900	685,484	12.7%
花小金井南	3,790	102	2.7	97.3	137,000	5,168,630	2.7%
仲町	3,127	0	0.0	100.0	0	5,032,313	0.0%
津田	3,304	96	2.9	97.1	94,300	1,370,350	6.9%
大沼	3,344	21	0.6	99.4	29,200	771,406	3.8%
鈴木	454	8	1.8	98.2	13,600		
合計	34,665	714	2.1	97.9	1,173,700	87,766,227	1.3%

\*公民館の維持管理費に関する決算額は算出されていないため、平成14年度にコスト計算を行った際の参考数値を便宜的に用いることとした。（収入率は、鈴木公民館のデータを除外して算出）

\*公民館の維持管理経費としては、表に示された額その他、職員の人件費を加算する必要がある。

(3) 施設使用料単価の他市比較

「単価」という正式な金額はありませんが、施設ごとの比較を行うために便宜的に作成した結果が以下の表です。他市施設については、面積のデータが掲載されていないため、一部の施設しか算出できませんでした。(算出に用いた他市データは、各市のホームページから入手)

施設名	種別	1m <sup>2</sup> 1時間単価 (平均)	50m <sup>2</sup> 当たり 1時間単価
小平市(地域センター)	和室	3.98	199
小平市(地域センター)	会議室	4.78	239
小平市(福祉会館)	会議室	5.51	275
小平市(集会室)	会議室	5.83	291
小平市(総合体育館)	会議室	5.93	296
小平市(福祉会館)	和室	6.67	333
小平市(集会室)	和室	7.25	363
小平市(文化会館)	会議室	7.47	374
小平市(公民館)	和室	10.01	501
小平市(公民館)	会議室	10.77	539
小平市(文化会館)	和室	23.00	1150
東村山市(ふれあいセンター)	会議室	3.52	176
東村山市(ふれあいセンター)	和室	4.16	208
東村山市(公民館)	会議室	4.98	249
東村山市(公民館)	和室	5.23	261
国分寺市(公民館)	会議室	6.37	319
国分寺市(公民館)	和室	9.84	492
東久留米市(地域センター)	和室	4.47	223
東久留米市(地域センター)	会議室	5.37	268
東久留米市(公民館)	会議室	5.56	278
東久留米市(公民館)	和室	9.74	487

「1m<sup>2</sup>1時間単価」：各部屋について、「時間帯ごとの使用料金の合計 ÷ 貸出対象時間数 ÷ 面積」  
 部屋が複数ある施設については、各部屋の単価を算出後に平均化。

## 第 4 回 公共施設の有効活用に関する市民会議検討事項

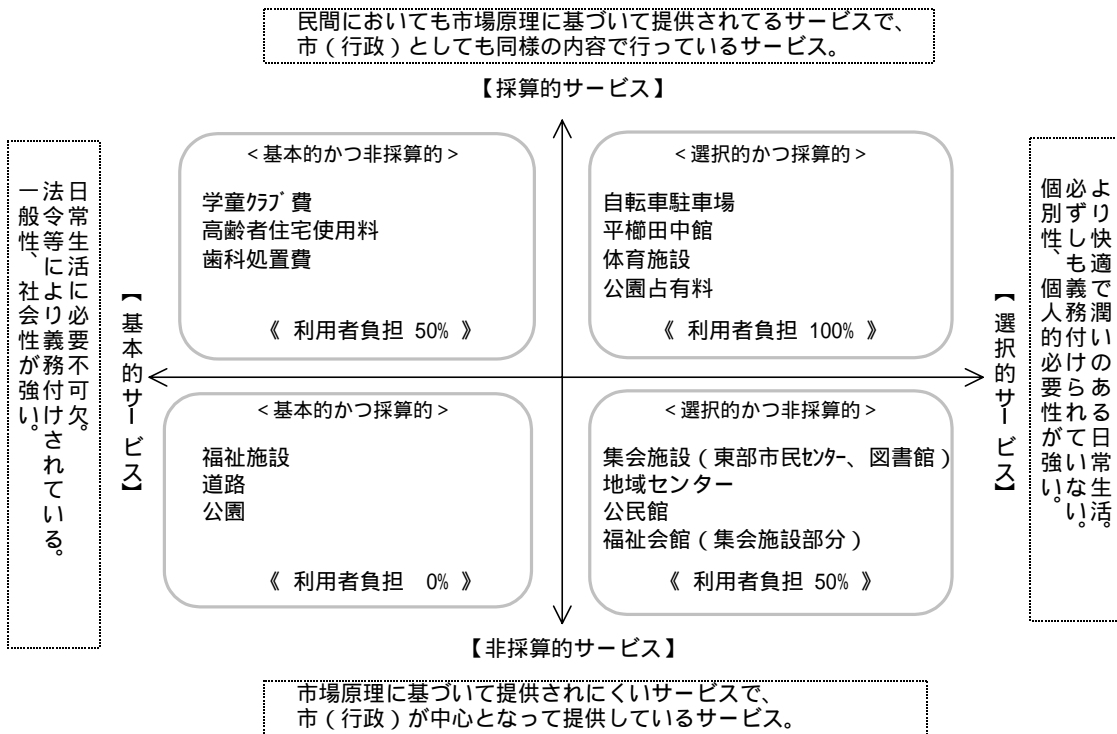
## 使用料・減免制度について

1	使用料に関する検討	2
	(1) 使用料の考えかたについて	2
	Q1 現在の受益者負担率は適切か	2
	(2) 無料施設と有料施設の整理	2
	Q1 有料・無料の区分は適切か	2
	(3) 無料施設について	3
	Q1 無料施設と有料施設の混在は問題ないか	3
	Q2 学校施設の現状（無料・有料が混在）は問題か	3
2	使用料の基準について	3
	Q1 いくら程度なら妥当な負担か	3
	Q2 「一部屋あたり」か「一人あたり」	3
	Q3 有料施設の場合、「市外者」と「市内者」では使用料に差をつけるべきか	3
3	取消料について	3
	(1) 取消料の現状	3
	Q1 取消しの場合に使用料の還付をすべきか	4
4	減額・免除制度について	5
	(1) 各施設における減免適用基準	5
	(2) 利用者の年齢による減額制度	5
	Q1 体育施設は中学生以下を“子ども料金”としているが、高校生は“大人料金”で良いか。（平成 15 年 12 月議会定例会で質問あり）	5
	Q2 現在集会施設等に関しては年齢による料金差は無いが、それは問題ないか。	6
	Q3 高齢者に対する減額制度は必要か	6

1 使用料に関する検討

(1) 使用料の考えかたについて

Q1 現在の受益者負担率は適切か



(2) 無料施設と有料施設の整理

Q1 有料・無料の区分は適切か

参考) 現在の取扱い

料金分類	有 料	無 料
集会施設	地域センター 福祉会館 集会室 小・中学校教室（学校設備使用条例）	高齢者館 障害者福祉施設（会議室部分） 小平第六小学校（学校開放部分）
社会教育施設	公民館	図書館
体育施設	体育施設（グラウンド、テニスコート、プール等） 総合体育館 元気村おがわ東（屋外・屋内広場） 小・中学校体育館（学校設備使用条例）	市民広場 小・中学校体育館（スポーツ開放）



### (3) 無料施設について

#### Q1 無料施設と有料施設の混在は問題ないか

学校開放施設（小平第六小学校）や障害者福祉館、高齢者館については現在使用料が無料となっています。しかし同じ貸出施設としてとらえた場合、有料施設とのバランスを考える必要があります。特に減免制度の見直しが行われた場合には利用者の実質負担額に大きな差が生じることになります。

学校施設の開放における有料化について  
「体育・スポーツ施設現況調査報告」のまとめによると、学校の体育館などを開放している市町村は全国で98.8%。また施設の使用料については「有料」(13.9%)、「無料」(45.9%)、「有料、無料の両方」(39.7%)となっています。(「内外教育」2004年5月25日)

#### Q2 学校施設の現状（無料・有料が混在）は問題か

## 2 使用料の基準について

#### Q1 いくら程度なら妥当な負担か

#### Q2 「一部屋あたり」か「一人あたり」

#### Q3 有料施設の場合、「市外者」と「市内者」では使用料に差をつけるべきか 手法としては、割増料金と減免制度の適用外など

## 3 取消料について

### (1) 取消料の現状

	施設名称	キャンセル受付期間	還付割合	予約後の申請書提出まで
1	公民館	前日まで	100%	予約後1週間以内
2	福社会館	前日まで	50%	利用日の3日前まで
3	地域センター 集会室 元気村おがわ東	7日前まで	100%	電話予約不可
4	総合体育館（会議室）	14日前まで	100%	電話予約不可
5	ルネこだいら	6月前まで 3月前まで 1月前まで	100% 50% 25%	電話予約不可

Q1 取消しの場合に使用料の還付をすべきか

【取消し料に対する考え方】

- ・全額還付は利用者の意識がルーズになる。(仮予約的なものが増える)
- ・一定期間（14日程度前）までに取消申請が出れば次の利用者への貸出期間の余裕が得られる。
- ・全額還付を認めると仮予約が増え、使用料収入が減少してしまう。また施設の有効活用にもつながらない。

有料施設にあっては、施設の運営経費としての金額を確保する必要があるという面もある。このような考えが強い施設の場合は、施設を幅広く利用してもらうというよりも、一定の使用料が入るのであれば損失は無いため、結果として部屋が利用されなくて良いということになる。

Q1-S1 還付する場合の基準は（申出期間、還付率）

## 4 減額・免除制度について

## (1) 各施設における減免適用基準

	施設名称	減免対象団体	根拠
1	地域センター 元気村おがわ東 集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の補助団体</li> <li>・市の補助団体の単位団体</li> <li>・市立小学校の PTA</li> <li>・社会福祉協議会が補助する団体</li> <li>・市内団体が地域活動、福祉活動及び文化活動を行う場合</li> </ul>	要綱
2	福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市から直接指導、育成又は援護を受けている社会福祉団体が福祉活動のために使用</li> <li>・社会福祉事業を目的とする団体が福祉活動のため使用</li> </ul>	規則
3	公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉団体</li> <li>・補助団体</li> <li>・社会教育関係団体</li> </ul>	規則（社会教育関係団体のみ）
4	総合体育館（会議室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟</li> <li>・協会</li> <li>・社会教育関係団体の連合体</li> </ul>	規則
5	ルネこだいら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市文化振興財団（免除）</li> <li>・市内の社会教育関係団体及び社会福祉関係団体がその目的のために使用（1/2 減額）</li> <li>・社会福祉法人及びその連合組織がその目的のために使用（1/2 減額）</li> <li>・市内の学校（市立の学校を除く）が教育活動として使用（1/2 減額）</li> <li>・市内の公益法人がその目的のために使用（1/2 減額）</li> <li>・小平市文化振興財団が他の団体と共催する事業で使用（1/2 減額）</li> </ul>	規則

## (社会教育の定義)

社会教育法第 2 条：「この法律で「社会教育」とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」

## (社会教育関係団体の定義)

社会教育法第 10 条：「この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」

## (2) 利用者の年齢による減額制度

Q1 体育施設は中学生以下を“子ども料金”としているが、高校生は“大人料金”で良いか。(平

成 15 年 12 月議会定例会で質問あり)

参考) 議会答弁:「義務教育を修了した者については応分の負担をいただくという考えから、高校生以上は大人と同一料金。見直しの予定なし。」

Q2 現在集会施設等に関しては年齢による料金差は無いが、それは問題ないか。

Q3 高齢者に対する減額制度は必要か

(平成 12 年 12 月議会定例会、平成 16 年 12 月議会定例会で質問あり)

参考) 議会答弁:「武蔵野市はプール、体育館、グラウンド、テニスコート等、すべて年齢を示す証明によって免除。町田市、国分寺市は 65 歳以上の方について、すべての体育施設を免除。国立市、あきる野市は 60 歳以上免除。調布市、小金井市、立川市、多摩市は一部について免除。」(平成 12 月定例会)

## 小平市公共施設等市民会議（第 5 回）補助資料

（平成 18 年 2 月 18 日 中央公民館 学習室 4）

1	提供公園について	1
(1)	根拠条例等	1
(2)	市立公園の種類別状況	2
(3)	小平市立公園面積の推移	3
(4)	小さい公園同士を合わせて、中規模な公園にすることは可能か	3
2	公共施設予約システムについて	3
(1)	現在の状況	3
(2)	対象施設	3
3	参考資料	4
(1)	提供公園に関する根拠法令	4
(2)	多摩地域における施設予約システムの導入状況	6

### 1 提供公園について

#### (1) 根拠条例等

小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成 16 年条例第 23 号）

（公園等）

#### 第 27 条

法（都市計画法）第 33 条第 3 項の規定による技術的細目において定められた制限の強化<sup>1</sup>のうち、整備すべき公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の面積は、次のとおりとする。

- (1) 事業面積の 6 パーセントとする。
- (2) 事業面積が 3,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の開発行為の場合における整備すべき公園等の 1 か所当たりの面積の最低限度は、180 平方メートルとする。

<sup>1</sup> 制限強化：都市計画法施行令第 25 条第 6 号で示されている 0.3ha 以上 5ha 未満の開発行為に対する「3%以上」の原則基準を、同令第 29 条の 2 第 5 号を適用することで「6%」まで引き上げることができることをさしている。

小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 21 号）  
（公共施設の整備基準）

第 27 条 条例第 29 条の規則に定める基準は、次のとおりとする。

- (2) 公園等 次に掲げる事項を基本として整備すること。
- ア 面積が事業面積の 6 パーセントあること(事業面積が 3,000 平方メートル以上の建築行為により設置されるものに限る。)
  - イ 設置位置が原則として公道に接していること。ただし、都市計画道路の予定線内には設置しないこと。
  - ウ 形状が可能な限り整形及び平坦なものであること。
  - エ 出入口には、原則として段差を設けてはならないこと。
  - オ 設計及び施工に当たっては、小平市公園緑地施設設計指針(平成 9 年 4 月 1 日制定登録番号 5 142)に基づいていること。

このように、開発面積 3,000 m<sup>2</sup>以上のときは事業面積の 6%分の公園を提供することが義務づけられています。つまり、3,000 m<sup>2</sup>の開発であれば、 $3,000 \text{ m}^2 \times 0.06 = 180 \text{ m}^2$ が設置されることとなります。

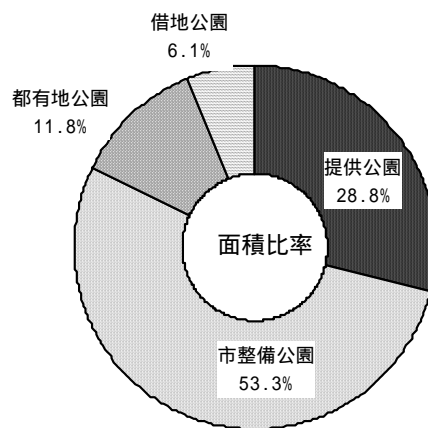
なお、公園の設置は開発事業主によって行われますが、設置以降の維持管理は市が行うこととなります。

(2) 市立公園の種類別状況

小平市の市立公園の種類別状況について調べたものが以下の表です。

区 分	箇所数	面積 (m <sup>2</sup> )	1 園あたり面積
宅地開発提供公園	190	93,109	490 m <sup>2</sup>
市 整 備 公 園	25	172,253	6,890 m <sup>2</sup>
都 有 地 公 園	36	37,958	1,054 m <sup>2</sup>
借 地 公 園	14	19,625	1,402 m <sup>2</sup>
合 計	265	322,945	1,219 m <sup>2</sup>

平成 17 年 4 月 1 日現在

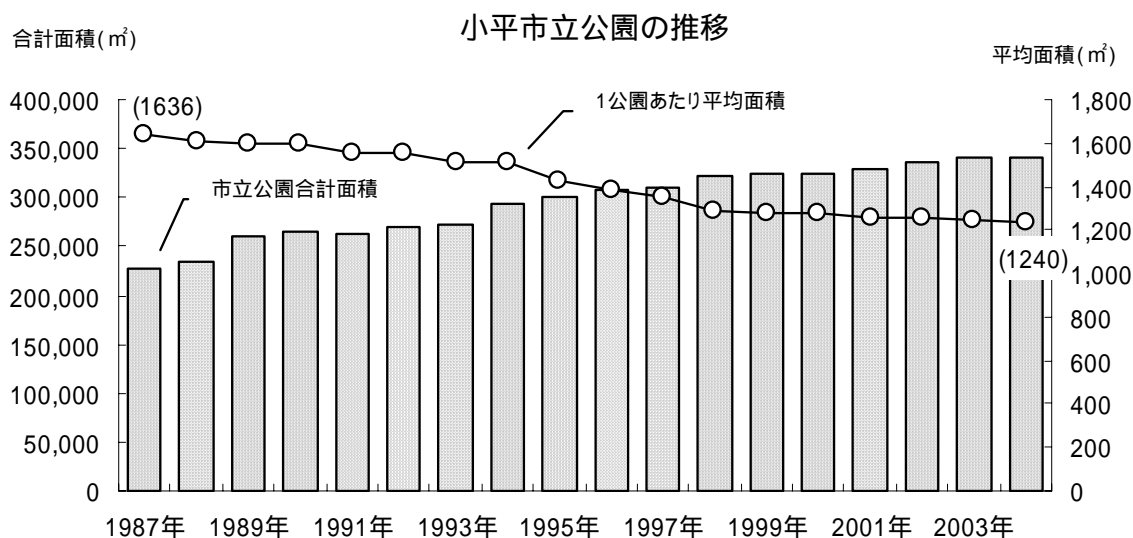


市立公園 1 公園あたりの平均面積について、公園の区分ごとに求めてみると、提供公園（宅地開発提供公園）が最も小さく、市が整備する公園の約 1/14 程度であることが分かります。

一方、公園数については、市立公園全体 265 園の 7 割以上が、このような提供公園で占められていて、市立公園全体面積のおよそ 3 割にあたります。

## (3) 小平市立公園面積の推移

次に、市立公園の推移について調べた結果が以下のグラフです。



「小平市統計書」に掲載された公園数及び面積をもとに作成。

グラフをみると、市立公園全体の面積は増加傾向にありますが、1公園あたり平均面積は減少していることがわかります。これは宅地開発にともな小規模な提供公園が増加している影響と考えられます。

## (4) 小さい公園同士を合わせて、中規模な公園にすることは可能か

提供公園は、開発される地区内の環境を守るために、それぞれの地区に設置されるものです。なお、開発を行う隣接地に既存の公園がある場合には、その公園につなげて提供公園を設置することが可能です。

## 2 公共施設予約システムについて

## (1) 現在の状況

予約システムの導入経費については、平成18年度予算案に計上していますので、3月議会で承認されれば、18年度中に稼働予定となります。

## (2) 対象施設

システムの導入が予定されている施設は、「体育施設」と「公民館」で、各家庭のパソコンや携帯電話から予約ができるようになります。

利用方法等の詳細については、今後つめていくことになります。

### 3 参考資料

#### (1) 提供公園に関する根拠法令

##### 都市計画法

#### 第 33 条（開発許可の基準）

##### 第 1 項

都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第 4 項及び第 5 項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

（第 1 号 略）

##### 第 2 号

主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあっては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。

##### 第 2 項

前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。

##### 第 3 項

地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによっては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。

##### 都市計画法施行令

#### 第 25 条

法第 33 条第 2 項に規定する技術的細目のうち、同条第 1 項第 2 号に関するものは、次に掲げるものとする。

（第 1 号から第 5 号 略）

##### 第 6 号

開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満の開発行為にあっては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の 3%以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以



外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

#### 第 7 号

開発区域の面積が 5 ヘクタール以上の開発行為にあっては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所 300 ㎡以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の 3%以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

#### 第 29 条の 2

法第 33 条第 3 項の政令で定める基準のうち制限の強化に関するものは、次に掲げるものとする。

（第 1 号から第 4 号 略）

#### 第 5 号

第 25 条第 6 号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところによるものであること。

イ 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類を、公園に限定すること。

ロ 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は 1 箇所当たりの面積の最低限度を定めること。

ハ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、6%を超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。

#### 第 6 号

第 25 条第 7 号の技術的細目に定められた制限の強化は、国土交通省令で定めるところにより、設置すべき公園、緑地若しくは広場の数若しくは一箇所当たりの面積の最低限度又はそれらの面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度（6%を超えない範囲に限る。）について行うものであること。

(2) 多摩地域における施設予約システムの導入状況

公共施設予約システム導入状況

平成16年8月 小平市情報システム課調査による。

市町村名	施設予約		空き状況閲覧		備考	図書検索・予約	
	体育施設	集会・学習施設	体育施設	集会・学習施設		検索	予約
小平市	×	×	×	×			
八王子市		×			生涯学習支援システムにより予約		
立川市		×		×	一部予約可能な会議室あり		×
武蔵野市		×		×	(財)武蔵野スポーツ事業団HPにて施設予約。抽選申込のみ。		×
三鷹市	×		×		社会教育会館のみ施設予約可。講座の予約あり。		
青梅市	×	×	×	×			×
府中市	×	×					×
昭島市	×		×				×
調布市					携帯から予約可。保養施設の予約可。文化施設、文化施設内の集会室・学習室の閲覧・予約可		
町田市							
小金井市	×	×	×	×		×16年度予定	×
日野市		×		×			
東村山市					公民館、スポーツセンター、市民センター、保養所、ふるさと歴史館の閲覧・予約可。		×
国分寺市	×	×	×	×			
国立市	×	×	×	×			×
西東京市					こもれびホール等一部では空き状況閲覧のみ		
福生市	×	×	×	×			×
狛江市					公民館、体育館、グラウンド、テニスコートの予約可。学校施設、地域センター、エコホールは閲覧のみ		
東大和市	×	×	×	×			×
清瀬市	×	×	×	×	公共施設設置端末で市民センター、テニスコート、会議室、集会室閲覧・予約可だが、インターネットでの予約不可。		
東久留米市	×	×	×	×		×	×
武蔵村山市	×	×	×	×			
多摩市	×	×	×	×	公共施設設置端末で生涯学習関連施設予約可	×	×
稲城市	×	×	×	×			×
羽村市	×		×				
あきる野市	×	×					×
瑞穂町	×	×	×	×			×
日の出町	×	×	×	×			×
檜原村	×	×	×	×		×	×
奥多摩町	×	×	×	×		×	×
の合計数	9	8	11	11		24	10

「 」...ある 「 」...全ては網羅できていない 「 × 」...ない

立川市、羽村市、狛江市、日野市は、経済産業省の「IT装備都市研究事業」の実証実験により、ICカード、インターネットを使用した施設予約サービスを行っている。(稲城市は、実証実験で施設予約は行っていない。)

小平市公共施設等市民会議（第 6 回）補助資料

（平成 18 年 3 月 18 日 元気村おがわ東 第 2 会議室）

1	指定管理者制度の概要	2
(1)	指定管理者制度の導入経緯	2
(2)	管理委託制度との相違点	2
(3)	指定管理者制度の目的	3
(4)	民間活力導入の流れ	3
2	小平市における施設の管理運営体制の現状	4
(1)	指定管理者制度の適用施設	4
(2)	直営の施設	5
3	施設の管理運営と地域との関係	5
(1)	施設運営におけるボランティア活用の可能性	5
(2)	地域住民、NPO、民間企業による管理運営は可能か	5
4	指定管理者制度の導入状況（全国的傾向）	6
(1)	指定管理者制度の導入状況	6
(2)	民間事業者などに関する期待	7
5	指定管理者制度関係法令	9
(1)	地方自治法	9
(2)	小平市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例	10

## 1 指定管理者制度の概要

### (1) 指定管理者制度の導入経緯

公の施設の管理運営を行う主体に関しては、公共性の確保という観点から公共団体等に限定されていました。(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項) この規程によって、集会施設、文化施設、図書館、公民館などの公共施設の管理は、市が直営で行う以外は、市が出資する財団あるいは社会福祉協議会などの団体に委託するしか選択肢が無く、民間に委託できるのは、清掃や警備など、施設の維持管理といった部分的業務に限定されていました。

しかし、平成 15 年に公の施設の管理を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるという“指定管理者制度”の導入が地方自治法の一部を改正する法律によって決まりました。(平成 15 年 9 月 2 日施行)

この改正によって、地方自治体の公の施設の管理に関しては、平成 18 年 9 月 1 日(法律の施行日から 3 年以内)までに、市の直営にするか、あるいは指定管理者制度を適用するか、いずれかを選択しなければならなくなりました。

### (2) 管理委託制度との相違点

項 目	指定管理者制度	今までの管理委託制度
管理運営主体 (市が施設の管理運営を委ねる相手方)	民間事業者を含む幅広い団体(個人は除く) 議会の議決を経て指定。	公共団体、公共的団体、市の出資法人等(財団、第 3 セクター)に限定。
市との法的関係	「指定」という行政処分 地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象ではない。	委託契約
管理権限を有する主体	指定管理者 市が条例で定める業務(施設等の維持管理、使用許可等)の範囲に限る。 法令で市の権限とされているもの(使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等)は不可。	地方公共団体の長 管理受託者は、地方公共団体の管理権限の下で、委託契約に基づき具体的な管理の事務・事業について執行する。 受託者は施設の使用許可を有さない。
市の責任	市は施設設置者としての責任を負う。	市は施設設置者、管理者としての責任を負う。
市の関与	指定管理者は業務に関する事業報告書を提出する義務あり。 市は必要に応じて指示、実地調査を行うことが可能。 必要があれば指定の取消、業務の停止を命ずる。	市は、委託に係る業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地調査、必要な指示を行うことが可能。
指定・委託の手続き	議会の議決(指定管理者名、指定の期間等)が必要。 協定を締結。	議会の議決は不要。 管理委託契約を締結。
条例で規定する内容	指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定。	委託の条件、相手方等を規定。
利用料金制度(注)	条例に定めることで可能。	条例に定めることで可能。

(注) 利用料金制度：公の施設を使用する際に利用者が支払う料金を、地方公共団体ではなく、指定管理者(管理受託者)の収入とすることができる制度(地方自治法第 244 条の 2 第 8 項)。

## (3) 指定管理者制度の目的

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに応えるとともに、より効果的、効率的に、公の施設の管理運営を行うために民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とするものです。指定管理者制度によってサービスの向上を図るためには、事業内容をチェックする“モニタリング”が重要になると思われます。

## (4) 民間活力導入の流れ

PFI (Private Finance Initiative) <平成 11 年 9 月～>

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年 9 月 24 日施行)

国、地方公共団体の施設について、建設等の整備から維持管理、運営(サービスの提供)までを民間の資金と経営能力、技術的能力を活用して行う手法。整備後の維持管理業務を視野に入れた施設設計が可能で、契約期間は通常 10 年～30 年程度の長期間となる。

## 【課題点】

- ・新規施設の建設または増改築の際に活用する手法のため、既存施設をそのまま利用する場合には適用困難。
- ・管理運営の対象となる業務範囲に制限があり、民間の経営手法を十分に生かすことができない。
- ・小規模施設については PFI のメリットを生かすことが困難なため、市町村の施設での活用例は多くない。

PFI 導入事業件数(平成 13 年 3 月 13 日以降の累計)

区分	国	都道府県	政令市	市区町村
件数	31	56	27	87

内閣府 PFI ホームページより(平成 18 年 3 月 1 日更新)

指定管理者制度<平成 15 年 9 月～>

「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 15 年 9 月 2 日施行)

PFI と比べ、施設の新設や増改築を伴う必要はなく、既存施設を対象にすることが可能。また、維持管理だけでなく、運営についても自ら行うことができるため、民間の経営手法を生かす範囲が拡大。

## 【課題点】

- ・国の施設は対象とならない。地方公共団体の施設であっても、庁舎、研究所などは対象とならない。
- ・施設以外のサービスは対象とならない。

市場化テスト<平成 18 年度～?>

「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(平成 18 年 2 月 10 日閣議決定、第 164 回通常国会上程)

市場化テストは、民間の創意工夫を取り入れることで、公共サービスの質の向上や効率化を

図ることを目的としたもので、平成18年度にハローワーク、国民年金保険料の納付請求、戸籍・住民票の交付業務などを対象に市場化テストが導入される予定です。

PFI、指定管理者制度が公共施設を対象としていることに比べると、市場化テストは施設関連サービスに限定されず、国や地方公共団体等の公共サービス全般を対象とすることができます。

## 2 小平市における施設の管理運営体制の現状

### (1) 指定管理者制度の適用施設

区 分	現在の管理者	応募数	H18以降の指定管理者	適用開始	期間
自転車駐車場 (東地区)	社団法人 小平市生涯学習センター	8団体 (注1)	社団法人 小平市生涯学習センター	H18.4.1	5年間
自転車駐車場 (西地区)	社団法人 小平市生涯学習センター	9団体 (注2)	社団法人 小平市生涯学習センター	H18.4.1	5年間
高齢者館	社団法人 小平市生涯学習センター	4団体 (注3)	社団法人 小平市生涯学習センター	H18.4.1	5年間
高齢者サービスセンター	社会福祉法人 竹恵会	4団体 (注4)	社会福祉法人 竹恵会	H18.4.1	5年間
子ども家庭支援センター	社会福祉法人 雲柱社	非公募 (注5)	社会福祉法人 雲柱社	H16.1.29 (18.4.1更新)	3年間
市民文化会館	財団法人 小平市文化振興財団	非公募	財団法人 小平市文化振興財団	H18.4.1	3年間
障害者福祉施設	社会福祉法人 小平市社会福祉協議会	非公募	社会福祉法人 小平市社会福祉協議会	H18.4.1	5年間
高齢者交流室	社会福祉法人 小平市社会福祉協議会	非公募	社会福祉法人 小平市社会福祉協議会	H18.4.1	5年間

自転車駐車場について、利用料金制度の適用なし。

注1) 応募団体(指定団体を除く): 株式会社6、社団法人1

注2) 応募団体(指定団体を除く): 株式会社7、社団法人1

注3) 応募団体(指定団体を除く): 株式会社2、NPO1

注4) 応募団体(指定団体を除く): 株式会社1、特別医療法人社団1、企業組合1

注5) 公募対象外: 施設の性格上、公募によらず特定の団体を指定(小平市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第5条を適用)

#### 指定期間

施設の性格等に応じ、業務運営の効率性や安定性等を勘案し、概ね3年から5年を目安に、施設ごとに設定します。

なお、公の施設の性格、事業内容等により、設置目的が効果的かつ効率的に達成することができる場合は、5年以上の期間設定ができます。

#### 指定団体の審査

指定管理者の選定にあたっては、選定委員会(助役、弁護士、公認会計士、有識者、施設担当部長等によって構成)の審査を受けます。審査の結果についても公表されています。

## (2) 直営の施設

区 分	職 員 体 制	備 考
地 域 セ ン タ ー	嘱託職員	(*1)
元 気 村 お が わ 東	嘱託職員	
青 少 年 セ ン タ ー	嘱託職員	
児 童 館	嘱託職員	
福 祉 会 館	嘱託職員	
図 書 館 ( 中 央 館 )	正規職員 ( 司書、一般事務 ) と嘱託職員	
図 書 館 ( 地 区 館 )	正規職員 ( 司書、一般事務 ) と嘱託職員	専門職司書の配置がない館もあり
図 書 館 ( 分 室 )	嘱託職員	
公 民 館 ( 中 央 館 )	正規職員 ( 一般事務 ) と嘱託職員	
公 民 館 ( 分 館 )	正規職員 ( 一般事務 ) と嘱託職員、臨時職員	嘱託職員は事務担当と管理担当に区別される(*2)
総 合 体 育 館	正規職員 ( 一般事務 ) と嘱託職員	
そ の 他 体 育 施 設	嘱託職員	

\*1) 地域センターの職員体制 (平成 16 年 6 月定例会答弁): 「現在の直営方式 (嘱託職員 3 人、清掃等の臨時職員 1 人) という形は、地域センター開設当初に管理運営をどうするかについては十分協議をした結果。」

\*2) 公民館分館の職員体制: 平成 12 年 10 月に正規職員 2 名 (係長 1、主事 1) の体制を見直し、係長 1 名と嘱託 1 とした。

## 3 施設の管理運営と地域との関係

## (1) 施設運営におけるボランティア活用の可能性

参考) 平成 17 年 3 月議会定例会における質問に答えて (議会議事録から編集)

議会質問: 「地域センターを運営していく上で、ボランティア登録等も行われ、地域とのかかわりが望まれているようだが、各館の実施状況、実施館数、内容のうち代表的なもの、運営状況、課題などはどのようなものがあるか。  
ボランティアコーディネーターの役割を担う人、部門が必要と考えるが、あわせて市民活動支援センター準備室なども今後かかわっていく要素があるのかどうか、市の見解を伺いたい。」

市長答弁: 「地域センターでボランティアをお願いしている館は、現在、花小金井南地域センターのみ。花小金井南地域センターは開館にあたり地元住民にボランティアの参加を呼びかけ、当初 10 名の登録あり。主な活動内容は、庭木の剪定や除草など。  
地域センターにボランティアコーディネーターをという提案については、市民のボランティア的な活動を支援し、市民と市民または組織をつないだり、組織内での調整を行うためには必要なものであると考えている。  
そのために市民活動支援センター準備室の情報提供などにより、ボランティアコーディネーターとなり得る市民の活動を支援していくことが重要であると考えている。」

## (2) 地域住民、NPO、民間企業による管理運営は可能か

参考) 平成 16 年 6 月議会定例会での質問に答えて (議会議事録から編集)

議会質問: 「ここで提案したいのは、参画型ということ。地域センターの運営などを考えてみると、指定管理者制度以外にも、民間委託、あるいは地域の人々が地域のセンターを見守っていく、という方法もある。コスト面だけで言うと申しわけないが、地域センターを中心にコミュニティーが生まれてくるというのは、1 つの重視すべきこと。」

地域を考えた場合、東と西は全然違うため、地域センターの運営も地域の実情に合わせたものにしていかなければいけない。そういったことで、3つの方式をどういうふうにリンクさせていくのか、この辺の考え方をまず聞きたい。

部長答弁：「現在、地域センター1館の年間の運営費は人件費もろもろ全部含めて約1,200万円、うち3分の2程度が人件費。地域住民に管理運営を任せている武蔵野市の場合、施設規模の違いはあるが、年間1,700万円程度。三鷹市の場合は規模が小平市の3倍弱になるが、1館当たり7,100万円かかっている。  
 このように、民間の団体に任せることが即、経済的に非常にメリットがあるということにはなかなかならない。  
 また、地域の団体や利用者の団体が管理運営する場合は公平性というところで問題が起きやすく、運営し切れないで、また市の方に運営を返してしまうという実例もある。指定管理者制度については、ここで出てきた制度であり、今後の研究課題。  
 直営か、地域の方々に管理を任せるか、ということの比較について、以上のような経緯を経た上で、現在の直営型に落ちついている」

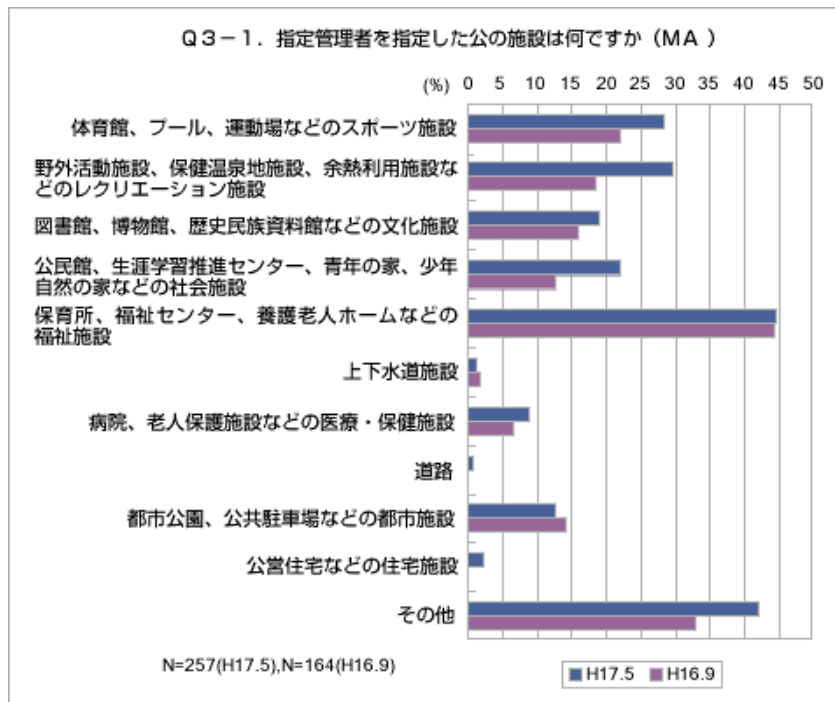
#### 4 指定管理者制度の導入状況（全国的傾向）

##### (1) 指定管理者制度の導入状況

「指定管理者制度の導入に関するアンケート（みずほ情報総研株式会社：平成17年7月）から抜粋。

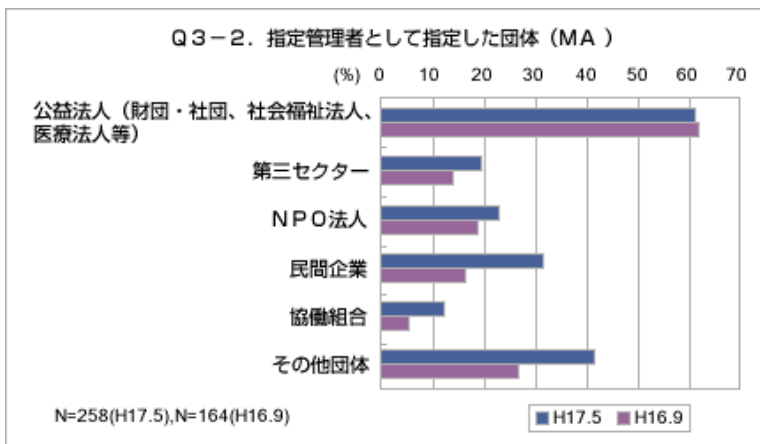
アンケート対象：47都道府県、東京23区、全国740市の行財政改革担当者  
 方法：郵送による配布・回収  
 期間：平成17年5月20日～平成17年6月3日  
 回収率：67.5%（回収数：547件）

##### 施設分類別導入状況（指定管理者導入自治体）

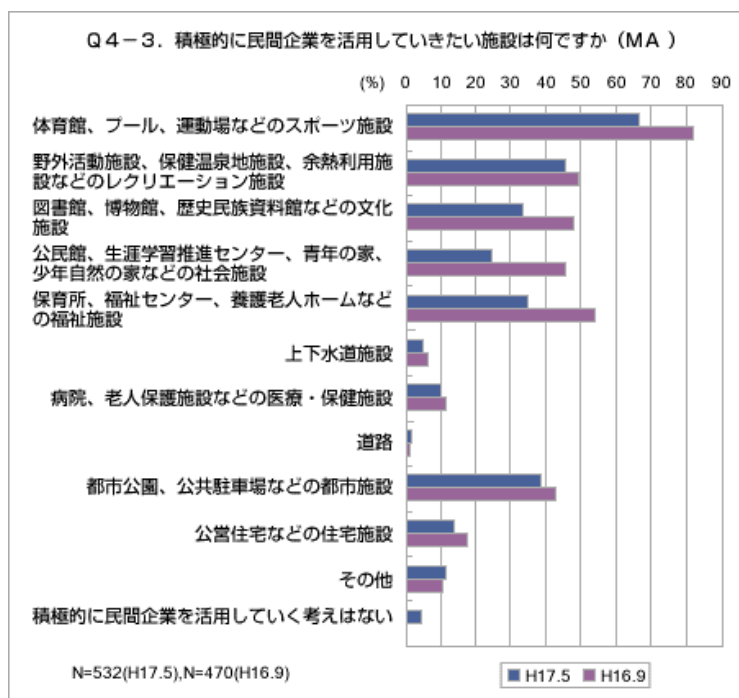




指定団体の区分（指定管理者導入自治体）



民間企業を活用したい施設（調査対象自治体）



(2) 民間事業者などに関する期待

「自治体PPP<sup>1</sup>導入に関するアンケート調査結果」(2006年3月9日 株式会社三菱総合研究所)より

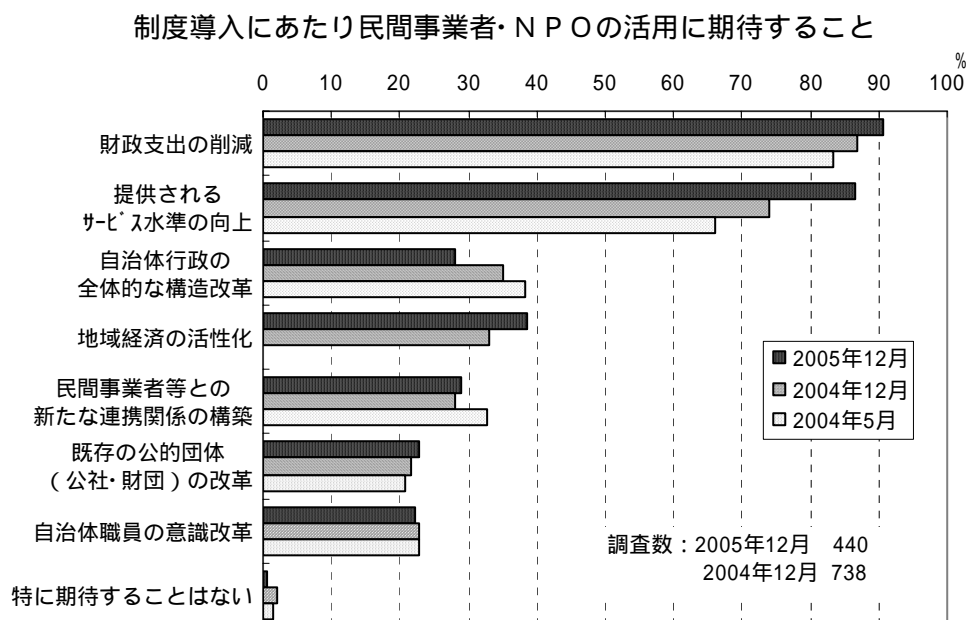
アンケート回収状況	( )内は調査対象団体数	都道府県	17 ( 47 )
		市区	228 ( 779 )
		町村	195 ( 1385 )
		合計	440 ( 2211 )

<sup>1</sup> PPP : Public Private Partnershipの略。「民間でできることは、できるだけ民間に任せよう」という原則に基づく、官民パートナーシップによる「公共サービスの民間開放」を意味する。

指定状況

区 分	財団等 公益団体	民間企業 株式会社	NPO等 団体	任意団体 その他
都 道 府 県	56.5%	14.9%	1.8%	26.9%
県庁所在都市・政 令市（23区含む）	49.2%	18.1%	3.4%	29.4%
上 記 以 外 の 市	47.9%	11.5%	2.3%	38.3%
町 村	36.6%	13.2%	3.4%	46.8%
合 計	48.9%	14.1%	2.6%	34.4%

民間事業者などに期待すること



「自治体PPP導入に関するアンケート調査結果」（株式会社三菱総合研究所）をもとに作成

## 5 指定管理者制度関係法令

## (1) 地方自治法

## 第 244 条の 2(公の施設の設置、管理及び廃止)

## 第 1 項及び第 2 項 (略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(2) 小平市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例

平成 17 年  
条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、小平市(以下「市」という。)が設置する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を告示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「申請団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の名称、所在地、設置の目的、規模その他の概要
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者が管理する期間(以下「指定期間」という。)
- (4) 指定を受けるために必要な資格
- (5) 申請に必要な書類
- (6) 申請期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(申請)

第 3 条 申請団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長等に申請しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
  - (2) 管理に係る事業計画書及び収支計画書
  - (3) 当該団体の財務の状況を示す書類
  - (4) その他市長等が定める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人(以下この項において「無限責任社員等」という。)となっている法人その他の団体(当該団体が、主として当該公の施設の管理を行うこととなる場合に限る。)は、指定管理者の指定の申請をすることができない。ただし、第 2 号及び第 3 号に規定する者が無限責任社員等となっている法人その他の団体が、市が資本金その他これに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資しているものである場合については、この限りでない。
- (1) 市議会の議員
  - (2) 市長、助役又は収入役
  - (3) 教育委員会の委員

(候補者の選定)

第 4 条 市長等は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし最も適当と認める申請団体を指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- (3) 効率的な管理が行われること。
- (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認め  
て定める基準

2 市長等は、前項の規定により候補者として選定した申請団体を指定管理者として指定することができなくなり、又は指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該申請団体に代えて、他の申請団体のうちから、当該団体に次いで適当と認める申請団体を候補者として選定するものとする。ただし、第 2 条の規定により再び公募し、候補者を選定することを妨げない。

(候補者選定の特例)

第 5 条 市長等は、前条第 1 項各号に掲げる基準を満たす法人その他の団体で当該公の施設の性格、事業の内容、規模等に照らし、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものがあるときは、第 2 条の規定にかかわらず、当該団体を候補者として選定することができる。第 3 条第 1 項の規定による申請がなかった場合又は前条第 1 項の規定により候補者を選定することができなかつた場合も、同様とする。

2 前項の規定により候補者を選定する場合において、市長等は、あらかじめ事業計画等について当該団体と協議しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 6 条 市長等は、第 4 条及び前条第 1 項の規定により選定した候補者を、法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(指定の通知及び告示)

第 7 条 市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を当該指定管理者に通知し、及び告示するものとする。

(協定の締結)

第 8 条 市長等は、第 6 条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と施設の管理に関する次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 管理の業務に関する事項
- (2) 指定管理者に支出すべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (3) 事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (4) 指定の取消し及び業務の停止命令に関する事項
- (5) 管理の業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第 9 条 指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中にお

いて第 11 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に、当該日までの事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 管理に要した経費の収支状況に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第 10 条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 11 条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。
- 3 市長等は、第 1 項の規定により指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(原状回復の義務)

第 12 条 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに、その管理に係る施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 市長等は、前条第 1 項の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、当該指定管理者に対しその管理に係る施設、設備等を原状に回復するよう命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第 13 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理に係る施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、市長等が定める。